

平成 26 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

公民協働による災害福祉広域支援ネットワーク構築の
調査研究事業 報告書
(データ版)

平成 27 (2015) 年 3 月

株式会社 富士通総研

目次

1. 調査の目的と概要.....	1
(1) 調査の目的.....	1
(2) 設問の構成.....	1
(3) 調査方法及び調査期間.....	3
(4) 回収結果.....	3
(5) 報告書を見る際の注意事項.....	3
2. 調査結果の概要.....	4
(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況.....	4
(2) 災害時の福祉支援体制の構築に対する意見.....	4
(3) 調査結果から.....	5
3. 調査結果.....	6
(1) 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	6
(2) 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況について.....	46
(3) 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について.....	63
(参考)調査票.....	67

1. 調査の目的と概要

(1) 調査の目的

改正災害対策基本法の災害時の要配慮者対策の重視にも見られるように、災害時の福祉機能の確保と提供に対する意識が高まりつつあることから、本調査は、全国の各都道府県における、要援護者支援のために被災地での福祉支援の機能を確保するための人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）について、構築や取り組み状況等について把握することを目的とする。

(2) 設問の構成

図表- 1 調査票の設問構成

設 問		報告書 掲載箇所
問	内 容	
I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況		
問 1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	6
問 2	問 2-1 「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	7
	① 自都道府県内で活動する体制の名称	
	② 体制の内容	
	③ 派遣人員の確保や育成状況	
	③-1 人員確保の方法	
	③-2 研修や訓練の実施状況	
	④ 稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期	
	⑤ 体制構築の検討過程と今後の予定	
	⑥ 対応を想定している「災害」	
	⑦ 体制構築の動機・課題意識	
	⑧ 体制の担当部署	
	⑨ 体制構築に関わっている団体	
	⑩ 体制の事務局	
	⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制	
	⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
	⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	
	⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	
⑯ 体制構築に際しての課題		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		
問 2-2 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	35	
① 自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期		
② その時期とした理由		
③ 体制の事務局に想定する者		
④ 都道府県地域防災計画と災害時の福祉支援体制との関係(想定)		

設 問		報告書 掲載箇所		
問	内 容			
	⑤	体制構築に際しての課題	—	
	⑥	体制構築に際して望まれる支援		
	問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし		
	①	自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由		
	②	体制の事務局に想定する者		
	③	都道府県地域防災計画における当該体制の機能の確保状況		
	④	体制構築に際しての課題		
	⑤	体制構築に際して望まれる支援		
II 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)				
問 3	他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況	42		
問 4	問 4-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	43	
		①		問 2 の災害時の福祉支援体制によって行うことを想定しているか
		②		体制構築の検討過程と予定
		③		実施の動機、課題意識
		④		体制構築の担当部署
		⑤		共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無
		⑥		広域の体制構築に際しての課題
		⑦		広域の体制構築に際して望まれる支援
	問 4-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」都道府県のみ回答	47	
		①		広域の体制構築の検討開始予定時期
		②		その時期とした理由
		③		広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか
		④		広域の体制構築に際しての課題
	問 4-3	「4.予定はない」都道府県のみ回答	50	
①		広域の体制構築を予定していない理由		
②		広域の体制構築に際しての課題		
③		広域の体制構築に際して望まれる支援		
III 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について				
問 5	災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要となるか	57		
問 6	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	58		

(3) 調査方法及び調査期間

調査対象	全 47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	平成 27 年 3 月 6 日～3 月 19 日

(4) 回収結果

回収数	37 都道府県
回収率	78.7%

(5) 報告書を見る際の注意事項

- 単一回答（問 1、問 3）の設問は、全 47 都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- 枝問（問 2、問 4）については集計を行わず、各自治体の実態が分かるよう、回答を個別に掲載した。
- 複数回答（問 5）の設問は、各選択肢について回答のあった団体（37 団体）における割合を算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。
- 各自治体には一意のアルファベットを付しているため、全設問を通して、特定自治体の動向を把握することが可能である。なお、個別名称が記載されている箇所については、必要に応じて「都道府県」等のように事務局にて修正を行った。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

2. 調査結果の概要

(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況

- 回答者である都道府県内において災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するため、当該都道府県内の被災市町村に要援護者支援を実施する人員派遣等を行う、災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全47都道府県中「既に構築している」(10団体・21.3%)、「現在構築中である」(10団体・21.3%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(6団体・12.8%)であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は26団体・55.3%である。(問1)
- 大規模災害下でも福祉支援によって要援護者支援を実施できるよう、自都道府県と他都道府県のような広域間での災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全47都道府県中「既に構築している」(5団体・10.6%)、「現在構築中(検討中)である」(1団体・2.1%)、「今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」(19団体・40.4%)であり、体制の構築もしくは構築を目指している都道府県の計は25団体・53.2%である。(問3)
- 都道府県内と広域間での災害時の福祉支援体制が同じであると回答したのは、広域間での災害時の福祉支援体制を構築していると回答した5団体中3団体であり、全47都道府県の6.4%である。
- 災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要と考えているかについては、回答のあった37団体からは、「資材・備品等の購入に際しての助成」(28団体・75.7%)が最も多く、次いで「ガイドラインの提示」(27団体・73.0%)、「マニュアル案の提示」(25団体・67.6%)、「研修ツールの提供・講師等の派遣」(24団体・64.9%)となっている。(問5)

(2) 災害時の福祉支援体制の構築に対する意見

「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」(問2-1⑩、問2-2⑤、問2-3④)、「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」(問2-1⑦、問2-2⑥、問2-3⑤)、「広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」(問4-1⑥、問4-2④、問4-3②)、「広域での災害時の福祉支援体制の構築を行っていく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」(問4-1⑦、問4-2⑤、問4-3③)、「災害時の福祉支援体制について、ご意見等があればお書き下さい」(問6)で意見を確認したところ、都道府県内、広域の別に関わらず、共通して次のような意見が確認された。

全国統一のルール、都道府県間の調整機能に対する意見

- 災害時の福祉支援体制について、全国統一のルールや制度を求める意見は、回答のあった37団体中16団体(43.2%)から寄せられた。
- 各都道府県の地域性に応じて調整が必要な面もあるが、被害が広域にわたる災害の際に都道府県間の支援を行うにあたっては、名称や費用、研修の実施等について、あらかじめ統一された制度や大まかなガイドラインを定めることで各都道府県の検討が促進されると考えられている。
- 国(内閣府・厚労省等)による内容統一の支援・調整機能を求める意見が、回答のあった37

団体中 10 団体 (27.0%) から寄せられた。

- 都道府県内の支援体制の整備のためだけではなく、都道府県間の広域的な連携体制を構築する際にも、統一の制度と併せて一元的な調整機能の必要性があると考えている。

法制度等、活動の環境整備に対する意見

- 災害時の福祉支援体制を法的に明確に位置づけることを求める声が、37 団体中 8 団体 (21.6%) からみられた。
- また、財源に関する意見は、回答のあった 37 団体中 14 団体 (37.8%) から寄せられた。
- 災害救助法の改正等によって、支援チームの活動費の裏づけを求める意見のほか、平時からの事務局の運用費の確保等についても課題と認識している都道府県がみられた。

その他

- 他の都道府県の事例紹介・情報共有に関する意見が寄せられている。いわゆる「フォーマット」が無い中で、各都道府県が手探りで検討を進めている現状において、先進自治体の情報・取り組み事例を得る機会を求める声は多い。
- その他には、都道府県内の各機関や防災・医療等の他の分野との連携体制の構築について、課題意識をもっているという意見も見られた。

(3) 調査結果から

災害時の福祉支援体制の構築については、既に構築・現在構築中・構築予定だが未着手の都道府県の計は 26 団体にのぼり、全国の半数強の都道府県が取り組みを開始している状況が確認できる。

また、体制を既に構築をした・現在構築中と具体的な検討を行っている都道府県だけではなく、構築予定だが未着手、構築は未定と回答した都道府県においても、平成 27 年度以降に検討着手を想定、体制構築に関係する団体との話し合いを始めている等の回答や、体制構築に向けての環境整備等の要望が見られ、災害時の福祉支援体制の必要性は多くの都道府県において認識されているものと考えられる。

さらに、体制構築が具体化していくことで、改めてその指針となるものが求められている。災害時の福祉支援体制は都道府県・関係団体等の公民協働によって構築されるものであり、検討と合意形成を重ねていくことが不可欠である。その際のよりどころとなる基本的な考え方、全国の都道府県で最低限共通化しておくべき内容、構築のステップ、以上の説明資料については、国からの提示等の方法で得られることが望まれている。それは、災害時の福祉支援体制が、単なる都道府県内の体制に留まるものではなく、大規模災害等の場合には都道府県間で広域の支援・受援が行われることも想定したものであり、そのためには接続可能なように共通化が必要と考えられているところによるものと思われる。ゆえに、その派遣調整を行う機関の存在も求められている。

あわせて、災害時にストレス無く迅速に支援を行うためにも、災害救助法をはじめとする法制度等による活動の環境整備も求められている。

以上は、都道府県内・広域間を問わず、災害時の福祉支援体制構築のための課題として認識されており、共通して取り組んでいる都道府県においては更に取り組みを進める上での限界、取り組もうとしている都道府県においてもハードルとなっていると考えられる。

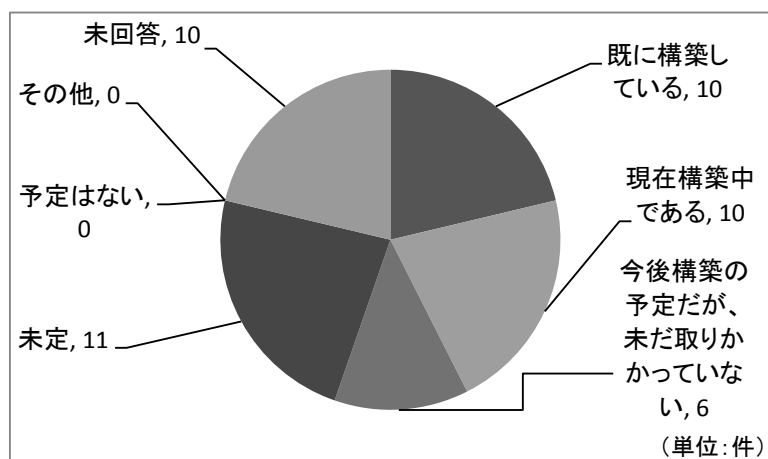
3. 調査結果

(1) 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況について

問 1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市区町村で災害が発生した場合、要援護者支援のため、被災地での福祉支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。（1つ選択）

	件数	割合
1 既に構築している	10	21.3%
2 現在構築中である	10	21.3%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	6	12.8%
4 未定	11	23.4%
5 予定はない	0	0.0%
6 その他	0	0.0%
7 未回答	10	21.3%
計	47	100.0%

図表- 2 【問 1】 都道府県内における支援体制の構築状況



問 2-1. 問 1 で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。

既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は予定の内容について記載し、今後検討する場合は、「未定」としてください。

< 「1. 既に構築している」と回答した都道府県 >

自治体 A

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害派遣ケアチーム	
② 体制の内容		社会福祉法人等と協定を締結し、被災地の福祉避難所等において、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行うため、支援相談員の人員派遣体制を構築。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
③-1 人員確保の方法		1. 団体との協定で確保	(社会福祉法人等)
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始(平成23年8月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	福祉避難所の指定に係る課題として、生活相談員等の確保があったことから、この課題を解決するため、当該福祉支援体制を構築することを検討。	
	予定	—	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他 (災害救助法の適用を受ける災害)	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		動機は、2-⑤に同じ。	
⑧ 体制の担当部署		保健福祉部総務課	※複数部署の場合の 主担当 —
⑨ 体制構築に関わっている団体		—	
⑩ 体制の事務局		都道府県	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		都道府県は、市町村からの派遣要請受理後、都道府県社会福祉協議会に派遣者の選定及び統括責任者の派遣を要請。都道府県社会福祉協議会は、派遣元施設運営法人と派遣を行う施設及び派遣者を選定し、都道府県に報告。都道府県は、選定された派遣元施設運営法人へ派遣要請する。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		福祉局施設運営指導課 ○大規模災害発生時に、被災施設からの要請に基づいて、被災施設の入所(児)者の受入、受入施設への生活物資等の提供、支援職員の派遣等を行う協定を団体と締結。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけされていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		—	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑯ 体制構築に際しての課題		—	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		全国で統一したルールを作る必要がある。	

自治体C

設問		回答		
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援推進機構 災害派遣福祉チーム		
② 体制の内容		行政、事業者・職能団体等関係団体により構成される組織を設置し、都道府県と協定を締結した事業者等から人員派遣を受け「災害派遣福祉チーム」を編成し避難所等に派遣する体制を構築。		
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している		
③-1 人員確保の方法		2. 公募・登録等で人員を確保	(226名)	
③-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施		
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始(平成25年9月)		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	東日本大震災津波の経験を踏まえ、福祉関係団体等と災害時の福祉専門職の派遣体制の構築について検討。		
	予定	実際の派遣に備えた行政、事務局、団体、チーム員それぞれの体制の整備や医療・保健分野との連携体制構築。		
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○	
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○	
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○	
		9. 原子力災害 ○		
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災津波の経験から、福祉専門職の専門性を活かした派遣体制構築の必要性があるものと認識したところ。		
⑧ 体制の担当部署		保健福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑨ 体制構築に関わっている団体		災害福祉広域支援推進機構 構成団体 25団体 <福祉関係> 都道府県社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会高齢者福祉協議会、都道府県障がい者福祉協議会、都道府県児童福祉施設協議会、都道府県保育協議会、都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県地域包括・在宅介護支援センター協議会、都道府県介護老人保健施設協会、都道府県知的障害者福祉協会、都道府県社会福祉士会、都道府県介護福祉士会、都道府県精神保健福祉士会、都道府県介護支援専門員協会、都道府県認知症高齢者グループホーム協会、都道府県ホームヘルパー協議会、都道府県医療ソーシャルワーカー協会 <医療・保健関係> 都道府県医師会、医科大学、都道府県保健師長会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会 <学識経験者> 都道府県立大学 <行政> 都道府県市長会、都道府県町村会、都道府県		
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		(都道府県) 広域的な要配慮者の支援、災害派遣福祉チームの派遣調整、活動の周知・啓発、関係団体等との協力連携体制の構築、費用負担調整。 (都道府県社協) チーム員の募集、研修、登録及びチーム編成。 (その他の構成団体) 推進機構の活動への協力・連携、団体内の協力・連携体制の構築。		

⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	部内他課（高齢者・障がい者・児童福祉担当課）及び防災担当課と情報共有し、推進機構会議に出席してもらっている。
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	通知や各種会議、研修会等の機会を捉えて情報提供し、地域防災計画への位置付け等を促進している。
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	福祉用具供給関係団体
⑯ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム派遣体制整備のためのチーム員確保、関係団体の協力体制確保。 ・ 災害時の的確な対応のための医療・保健関係との連携体制の構築。 ・ 中長期支援体制の確立。
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	体制構築のための財源（補助金）、災害救助法による活動経費の裏付け。

自治体〇

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称	災害福祉広域支援ネットワーク協議会		
② 体制の内容	都道府県や市の地域防災計画に定められた福祉団体の責務を果たすため、施設種別団体及び職能団体等で、災害時の要援護者支援のためのネットワークを構築したもの。		
③ 派遣人員の確保や育成状況	3. 開始していない		
③-1 人員確保の方法	—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況	—		
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成26年3月）		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	これまでネットワーク協議会の幹事会を5回開催し、構成団体間の支援体制構築を図っている。また、都道府県内2箇所において、地域懇談会を開催し、圏域でのネットワーク構築の重要性の周知に努めている。	
	予定	今後とも幹事会、地域懇談会を継続するとともに、災害備蓄品の整備も進める予定。	
⑥ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
	3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○	
	5. 高潮 ○	6. 地震 ○	
	7. 津波 ○	8. 噴火 ○	
	9. 原子力災害 ○		
⑦ 体制構築の動機・課題意識	地域防災計画では社会福祉団体に様々な役割を担うよう求めているが、組織的な体制づくりが進んでいない状況に合ったため、社会福祉団体が連携・協力して災害への備えに対応できるよう、ネットワーク協議会を発足し、体制整備を図ることとした。		
⑧ 体制の担当部署	福祉保健部福祉保健課、高齢福祉保健課、障害福祉課	※複数部署の場合の主担当	福祉保健部福祉保健課
⑨ 体制構築に関わっている団体	一般社団法人都道府県老人福祉施設協議会、都道府県身体障害者施設協議会、都道府県精神障害者社会福祉施設協議会、都道府県社会福祉法人経営者協議会、公益社団法人都道府県社会福祉士会、公益社団法人都道府県介護福祉士会、都道府県ホームヘルパー協議会、一般社団法人都道府県介護支援専門員協会、認定特定非営利法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード、社会福祉法人都道府県社会福祉協議会、都道府県知的障害者福祉協会、都道府県救護施設協議会、都道府県社会就労センター連絡協議会		
⑩ 体制の事務局	都道府県社会福祉協議会		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制	本都道府県では社会福祉団体自らが主体となり、ネットワーク構築を図っている（都道府県主導ではない）。 都道府県はネットワーク構築に係る経費を支援するほか、必要に応じて、助言等を行っている。		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	福祉保健課がネットワーク協議会との窓口を担っているが、ネットワーク協議会幹事会又は地域懇談会等の場で、関係部署からの情報提供を行っている。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	災害時における支援体制は上記のとおり。 また、地域懇談会等の場で、平時におけるネットワークづくりの重要性について周知している。		

⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	現時点では特になし。
⑯ 体制構築に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の災害意識の向上と災害に備える体制の底上げ。 ・都道府県・市町村との効果的な連絡体制の検討。 ・災害時コーディネーターの人材育成。
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	なし

自治体U

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
② 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定 (平成 27 年 4 月)	
③-1 人員確保の方法	1. 団体との協定で確保	(都道府県老人福祉施設協議会、都道府県デイサービスセンター協議会、都道府県知的障害者支援協会、都道府県身体障害者福祉施設協議会、都道府県精神保健福祉協会、都道府県保育研究協議会、都道府県児童福祉協議会)	
③-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始 (平成 26 年 7 月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	平成 26 年度は災害派遣福祉チーム (DCAT) 派遣体制について協議。	
	予定	上記制度のブラッシュアップのほか、福祉施設のBCP、要配慮者の受入体制について協議。	
⑥ 対応を想定している「災害」		2. 豪雨 ○ 6. 地震 ○	4. 洪水 ○
⑦ 体制構築の動機・課題意識		都道府県強化計画策定を機に災害福祉広域支援ネットワークの設立を検討。災害派遣福祉チームの体制整備をはじめ、全国的にも制度が未成熟の中、試行錯誤の繰り返しで検討している状況。	
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 —
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県老人福祉施設協議会、都道府県デイサービスセンター協議会、都道府県知的障害者支援協会、都道府県身体障害者福祉施設協議会、都道府県身体障害者福祉協会、都道府県精神保健福祉協会、都道府県保育研究協議会、都道府県児童福祉協議会、都道府県社会福祉事業団、都道府県介護福祉士会、都道府県社会福祉士会、都道府県居宅介護支援事業協議会、都道府県精神保健福祉士会、都道府県社会福祉協議会、市長会、町村会	
⑩ 体制の事務局		都道府県	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		都道府県→協議会の事務局、災害派遣福祉チームの事務局 事業者団体→災害派遣福祉チーム構成員の派遣元 その他団体→協議会への参加、災害派遣福祉チーム派遣の側面支援	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		危機管理部防災課と連携を密にし、災害福祉広域支援ネットワーク協議会への出席、協働して避難行動要支援者対策、福祉避難所設置拡大を推進。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけは今後検討する。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		災害派遣福祉チームは市町村からの派遣要請を受けて派遣する体制とする予定であり、避難行動要支援者名簿作成や福祉避難所設置に向けた意見交換を実施。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		都道府県老人保健施設協会	

⑩ 体制構築に際しての課題	全国的に取り組みが進んでいないこと。確立された制度となっていないこと。
⑪ 体制構築に際して望まれる支援	避難所設置に向けた財政支援。福祉施設のBCPへの取り組みに対する財政支援。人件費を含めた災害派遣福祉チームの活動経費に対する財政支援。

自治体 X

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時における福祉支援ネットワーク協議会	
② 体制の内容		災害時における要援護者に対し緊急的に対策を行えるよう、社会福祉事業者、職能団体等による福祉支援ネットワークを構築。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
③-1 人員確保の方法		3. その他	(団体へ参加依頼)
③-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施	
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		3. 時期未定	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	協議会の立ち上げ、先進地視察。	
	予定	体制内容の検討。	
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		4. 洪水 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		—	
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部健康福祉総務課、障がい福祉課、長寿介護課、地域福祉課	※複数部署の場合の主担当 健康福祉部健康福祉総務課
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉協議会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		未定(今後検討)	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		防災企画・地域支援課が協議会に参画。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけされていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		行っていない。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑯ 体制構築に際しての課題		体制の位置づけ。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		十分な財政支援。	

自治体 Z

設問		回答																
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害時要配慮者避難支援センター																
② 体制の内容		<p>原子力災害をはじめとした、市町村域や都道府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他都道府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整するため、ネットワークを構築。</p> <p>(構成団体)</p> <p>一般社団法人都道府県医師会、一般社団法人都道府県私立病院協会、一般社団法人都道府県精神科病院協会、一般社団法人都道府県病院協会、公益社団法人都道府県看護協会、都道府県透析医会、社会福祉法人都道府県社会福祉協議会、社会福祉法人市社会福祉協議会、一般社団法人都道府県老人福祉施設協議会、一般社団法人市老人福祉施設協議会、一般社団法人都道府県介護老人保健施設協会、都道府県障害厚生施設協議会、都道府県知的障害者福祉施設協議会、都道府県ホームヘルパー連絡協議会、社団法人都道府県介護支援専門員会、一般社団法人都道府県社会福祉士会、一般社団法人都道府県介護福祉士会、都道府県、都道府県内 8 市町村</p>																
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している																
③-1 人員確保の方法		2. 公募・登録等で人員を確保 (100 名)																
③-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施																
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始(平成 25 年 3 月)																
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	<p>H25. 3</p> <ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ。 <p>H25</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ 圏内の施設及び在宅要配慮者の様態別実態調査の実施。 UPZ 圏内の病院施設の避難マッチング計画策定。 災害時要配慮者支援のための人材育成。(福祉避難サポートリーダー養成研修) <p>H26</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ 圏域内の医療施設及び社会福祉施設における個別の広域避難計画策定のための指針を策定。 原子力防災訓練の実施(H26. 11. 24)。 災害時要配慮者支援のための人材育成。(福祉避難サポートリーダー養成研修)(災害派遣福祉チームの編成) 																
	予定	<ul style="list-style-type: none"> 避難病院・施設に係る広域避難計画策定の推進。 受入病院・施設に係る広域避難受入計画ルール検討。 原子力災害に伴う重度要配慮者の移送シミュレーション訓練の実施。 災害時要配慮者支援のための人材育成。(福祉避難サポートリーダー養成研修)(災害派遣福祉チームの研修等) 																
⑥ 対応を想定している「災害」		<table border="0"> <tr> <td>1. 暴風</td> <td>○</td> <td>2. 豪雨</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td> <td>○</td> <td>4. 洪水</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td> <td>○</td> <td>6. 地震</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td> <td>○</td> <td>9. 原子力災害</td> <td>○</td> </tr> </table>	1. 暴風	○	2. 豪雨	○	3. 豪雪	○	4. 洪水	○	5. 高潮	○	6. 地震	○	7. 津波	○	9. 原子力災害	○
1. 暴風	○	2. 豪雨	○															
3. 豪雪	○	4. 洪水	○															
5. 高潮	○	6. 地震	○															
7. 津波	○	9. 原子力災害	○															
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災による福島原発の事故の現状を受け、近隣都道府県の原因による広域避難体制(UPZ 圏域)の構築の必要性から、本ネットワークを構築することとなった。																

⑧ 体制の担当部署	健康福祉部（健康福祉総務課、介護・地域福祉課、医療課）	※複数部署の場合の主担当	健康福祉部介護・地域福祉課
⑨ 体制構築に関わっている団体	（事務局）都道府県社会福祉協議会、都道府県（介護・地域福祉課）運営委員会・幹事会等に係る諸経費や収支管理、及び人材育成研修の進行等は、都道府県社会福祉協議会が担当。 運営委員会の開催、避難計画立案、人材育成については、都道府県（介護・地域福祉課）が担当。		
⑩ 体制の事務局	都道府県社会福祉協議会		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制	避難支援センターを設置するにあたり、運営委員会（センター構成団体の代表者で構成）を開催。また、センター長（健康福祉部長）が指名した構成団体の職員で構成する「幹事会」を年3回程度開催。 幹事会は、次の事項に掲げる事項を審議決定する。 （審議事項） （1）会務の執行に関すること （2）構成団体の入会、退会に関すること （3）その他センター長が必要と認めたこと		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	重度要配慮者の広域避難には、避難時の避難経路（方角）や車両確保等、一般府民の避難と連携させる必要性があることから、都道府県民生活部（防災・原子力安全課）と協議をすすめているところ。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	・UPZ圏域内の8市町については、ネットワークに参画。 ・全市町村の防災担当者会議等で検討情報を報告している。		
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	都道府県内全市町村		
⑯ 体制構築に際しての課題	・福祉関係団体と医療関係団体の調整。 ・政令市との調整。		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	・財政的支援。 ・人材育成のための研修。 ・名称の統一（DCAT等）。 ・災害訓練や福祉支援チームの全国的広報・啓発等。		

自治体 A A

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制の内容		被災した都道府県民等の福祉ニーズに対応できるよう、都道府県内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画するネットワーク」を構築（参画団体の個々のネットワークも活用しながら、被災地への人員派遣の支援、物資等の供給、被災者受入れに関する調整等を想定）。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
③-1 人員確保の方法		3. その他	（災害発生時にネットワークを稼働し、ニーズに応じて各参画団体に人員確保を要請。）
③-2 研修や訓練の実施状況		1. 既に実施	
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成 26 年 5 月）	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	—	
	予定	—	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他（特に限定していない。）	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		阪神淡路大震災、東北大震災他、国内の災害発生時においては、都道府県はもとより、本都道府県内の福祉関係団体は、個々に被災地の福祉支援に携わってきたが、互いの取組みに関し、情報共有や連携はほぼなし。本都道府県内の災害発生時等において、被災地からの様々な福祉ニーズに対応するためには、これらの経験やノウハウ、個々のネットワーク等の活用が不可欠と考えた。また、各参画団体とも、このような考えを持っていたが、行政（都道府県）が事務局を担い、参画要請をした結果、ネットワークが構築できた。元々、国が、事務局あるいは中心団体と想定していた社会福祉協議会については、近年の役割の増大等もあり、本都道府県域においては、これを自主的に担うことは困難な状況であった。	
⑧ 体制の担当部署		福祉部福祉総務課	※複数部署の場合の主担当 福祉ニーズの把握については政策企画部危機管理室ほか、福祉部内各所管課が関係。
⑨ 体制構築に関わっている団体		公益社団法人 都道府県介護支援専門員協会、公益社団法人 都道府県介護福祉士会、公益社団法人 都道府県介護老人保健施設協会、公益社団法人 都道府県社会福祉士会、社会福祉法人 都道府県社会福祉協議会、一般社団法人 都道府県訪問看護ステーション協会	
⑩ 体制の事務局		都道府県	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		都道府県：市町村やネットワーク参画団体を通じて福祉ニーズを把握。ネネットワークにおいて情報共有し、人員派遣、物資支援、被災者受け入れ等の広域調整を行う。 参画団体：所属施設、事業所、会員から被災状況や福祉ニーズ把握。ネットワークの要請に応じ、各団体における、人員派遣、物資支援、被災者受け入れ等の調整を行う。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		危機管理室：府全体の支援ニーズ把握⇒各所管部局へ伝達。 福祉部各所属：市町村における福祉ニーズを把握⇒福祉総務課へ伝達。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけられている。	
⑭ 体制に関する各市区町村と		災害発生時における被災状況報告や支援要請については、一義的には、	

の関係、情報交換の実施状況	市町村と都道府県の防災担当部局間でのやりとりとなるが、そのうち、社会福祉施設等の被災状況報告等については、福祉ニーズの的確なかつ迅速な把握も期待し、並行して市町村福祉担当と都道府県福祉担当間における報告体制を構築している。
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	現在、具体的に連携を検討している団体はないが、ネットワーク参画団体については、固定するのではなく、必要に応じ、追加が可能としている。
⑯ 体制構築に際しての課題	特に福祉人材の派遣にあたっては、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	同上

自治体A O

設問		回答		
① 自都道府県内で活動する体制の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・九州・山口9県災害時応援協定。 ・都道府県・市町災害時相互応援協定。 ・災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定。 		
② 体制の内容		<p>(都道府県・市町災害時相互応援協定) 避難所等における福祉支援等の人材が不足する場合は、都道府県と市町間において相互に人材を派遣し避難者に対する円滑な支援を行う。 なお不足する場合は九州・山口の各県へ応援を要請する。</p> <p>(災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定) 介護事業者と標記契約を締結し、災害発生時に福祉支援がの人材が不足する場合に介護事業者から人材の派遣を受け、日常生活の介助や生活支援を行う。</p>		
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している		
③-1 人員確保の方法		—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況		—		
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		—		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	—		
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○	
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○	
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○	
		9. 原子力災害 ○		
		10. その他 ○	(災対法第2条1号に規定する災害)	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		福祉避難所の設置において福祉支援体制を構築するためには、人材の確保が必須である。		
⑧ 体制の担当部署		消防防災課、地域福祉課が関連すると思われるが明確な分担は無い	※複数部署の場合の主担当	—
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県と関係市町、協定を締結している介護事業所。		
⑩ 体制の事務局		特になし。		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		明確な役割分担や連携体制は無い。		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		特になし。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけられている。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		福祉支援体制に特化した情報交換会等はない。		
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		特になし。		
⑯ 体制構築に際しての課題		協定等は締結しているものの、介護や看護については平時においても人材が不足している状況であり、災害時に必要人数をいかに迅速に確保できるかが課題と考えている。		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		災害時の避難所や福祉避難所において、要援護者に対し、良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを行う、社会福祉士や介護福祉士		

等の福祉・介護の専門職員で構成する「福祉・介護派遣チーム」の位置付け（役割、職種、人数、費用等）を明確化することが必要。
また、災害救助法第 23 条第 1 項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第 24 条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。

自治体 A Q

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称	災害派遣福祉チーム（D C A T）		
② 体制の内容	災害救助法適用規模の災害が発生した場合に、福祉専門職を派遣できるよう、施設等が加入するの団体と人材派遣に関する協定を締結している。		
③ 派遣人員の確保や育成状況	1. 開始している		
③-1 人員確保の方法	1. 団体との協定で確保	(7 団体)	
③-2 研修や訓練の実施状況	1. 既の実施		
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成 24 年 12 月）		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	H24 年度 検討委員会開催、チーム創設。 H25 年度 チーム登録者の研修開催（2 回）。 H26 年度 同上。	
	予定	H27 年度 チーム登録者の研修開催（2 回）。	
⑥ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
	4. 洪水 ○	5. 高潮 ○	
	6. 地震 ○	7. 津波 ○	
	9. 原子力災害 ○		
⑦ 体制構築の動機・課題意識	避難所等において、高齢者や障がい者等の要配慮者は十分なケアが受けられず生活に支障を来すことがあるため、東日本大震災を受けて派遣チームが必要と都道府県で判断した。		
⑧ 体制の担当部署	健康福祉部健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑨ 体制構築に関わっている団体	協定締結団体事務局 （都道府県老人福祉施設協議会、一般社団法人都道府県老人保健施設協会、都道府県療養病床施設連絡協議会、都道府県地域密着型サービス連絡会、都道府県身体障害者施設協議会、都道府県知的障がい者施設協会、公益社団法人都道府県精神科協会）		
⑩ 体制の事務局	都道府県		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制	都道府県は、協定締結団体に派遣する人数等を連絡（要請）し、各団体において派遣できる人数等を確定して都道府県に報告する。		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	D C A T を所管する課として、高齢者と障がい者施策を所管する 2 課も位置づけている。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけられている。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	例年、災害救助法担当者会議において、避難所運営の在り方等について情報提供している。		
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	未定		
⑯ 体制構築に際しての課題	災害時の福祉支援は、医療と異なり法的な位置づけが明確でない。		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	装備品への助成。		

自治体 A S

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		社会福祉施設等災害時相互応援協定	
② 体制の内容		都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県老人福祉サービス協議会、都道府県障害者支援施設協議会、都道府県社会就労支援センター協議会、都道府県知的障害者施設協議会、都道府県児童福祉施設協議会、社団法人都道府県保育連盟連合会、都道府県認知症高齢者グループホーム連絡協議会加入施設が被災した場合、要請に応じて相互に被災施設の応援を行う。職員派遣、生活必需品の提供、資機材の提供、緊急一時受け入れ、都道府県からの要請等に基づく応援等を行う。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
③-1 人員確保の方法		3. その他	(被災施設が加入する種別協と協議。)
③-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始(平成25年6月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	災害時相互応援協定趣意書調印後、施設が同意書を事務局に提出することにより発効。	
	予定	未定	
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		4. 洪水 ○	5. 高潮 ○
		6. 地震 ○	7. 津波 ○
		8. 噴火 ○	9. 原子力災害 ○
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災、鳥インフルエンザ、口蹄疫、新燃岳噴火、東南海・南海地震の被害想定見直しによる。	
⑧ 体制の担当部署		福祉保健課、長寿介護課、障害福祉課、こども政策課、こども家庭課	※複数部署の場合の主担当 福祉保健課
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉協議会	
⑩ 体制の事務局		団体	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		被害施設や都道府県からの要請を受け、施設協議会において派遣職員の調整を行い、同種別間での応援施設を調整することができないときは、他種別間でも応援態勢を調整する。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		-	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけされていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		事例無し。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定	
⑯ 体制構築に際しての課題		-	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		先進都道府県の対応事例。	

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

自治体B

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
② 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等を想定した災害時の要援護者支援のためのネットワーク（予定）。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
③-1 人員確保の方法		—	—
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		3. 時期未定	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	災害福祉広域支援ネットワーク協議会の要綱・要領、派遣チームの活動マニュアル等の作成のため、平成 26 年度にワーキング会議、検討会を開催。	
	予定	ワーキング会議で作成した要綱・要領・活動マニュアルについて、検討会により検討し、平成 27 年度に協議会を立ち上げる。	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他（現時点では、災害別の検討は行っていない。）	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		災害発生時、自治体では災害対応に追われ、福祉・介護人材の派遣等を行うことが困難であると考えられることから、関係団体と自治体が連携し、人員派遣を行う体制の構築が必要と考えるため。	
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部健康福祉政策課企画政策グループ	※複数部署の場合の主担当 —
⑨ 体制構築に関わっている団体		(ワーキング会議メンバー) 都道府県社会福祉協議会（事務局）、都道府県介護支援専門員協会、都道府県介護福祉士会、都道府県精神保健福祉士会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		都道府県：災害対策本部等による被災状況の把握及び被災市町村からの要請に基づき、事務局に支援チーム派遣指示。 事務局：都道府県の派遣指示を受け、チーム編成及び派遣。 構成団体：派遣協力。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		ワーキング会議には、健康福祉部内の防災取りまとめ担当も参加している。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけられていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		実施していない。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県老人福祉協会、都道府県保育連合会、精神障害者社会復帰施設協会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、都道府県身体障害者施設協議会、都道府県児童養護施設協議会、都道府県社会就労支援センター協議会、都道府県厚生事業団体連絡協議会、都道府県ホームヘルパー連絡協議会、都道府県社会福祉士会、都道府県看護協会	
⑯ 体制構築に際しての課題		・ 関係団体への周知、理解。 ・ チームが必要とする資機材の購入及び保管場所の確保。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		他県事例等の紹介。	

自治体D

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		(仮称) 災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要援護者支援のためのネットワークを構築する予定。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定 (平成 27 年)	
③-1 人員確保の方法	—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始 (平成 26 年 9 月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	ネットワークの必要性は理解を得ており、早急に仕組みづくりを進めることが必要。	
	予定	派遣チームの活動マニュアルを作成し、人材養成のための研修を実施する。	
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		5. 高潮 ○	6. 地震 ○
		7. 津波 ○	8. 噴火 ○
		9. 原子力災害 ○	
		10. その他 ○ (火災)	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の教訓から、広域的な被害が発生した場合に、被災地に対する福祉支援は行政と民間の福祉関係者による官民協働で支援体制を構築する必要がある。	
⑧ 体制の担当部署		保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑨ 体制構築に関わっている団体		認定NPO法人災害福祉広域支援ネットワークサンダーバード	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		ネットワークの構成団体の役割や連携体制については、今後検討を行うこととしている。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		都道府県災害対策本部の事務局を運営する危機対策課や保健福祉部内の公衆衛生活動支援チームとの連携については、今後検討を行う。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけは今後検討する。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		平成 27 年 3 月 11 日に開催されたフォーラムにおいて、ネットワークの必要性や福祉避難所運営に係る事例発表等を行った。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		今後、制度の趣旨を周知し、連携が必要な団体とはネットワークへの参加を促していきたい。	
⑯ 体制構築に際しての課題		都道府県間の連携の仕組み(チームの派遣方法、費用の負担、平時の研修体制等)などを調整する必要がある。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		国において統一的な支援体制の枠組みを定めてもらえると各都道府県間の取組に差が生じることなく、有事の際には被災者に対して一定の支援が行える。	

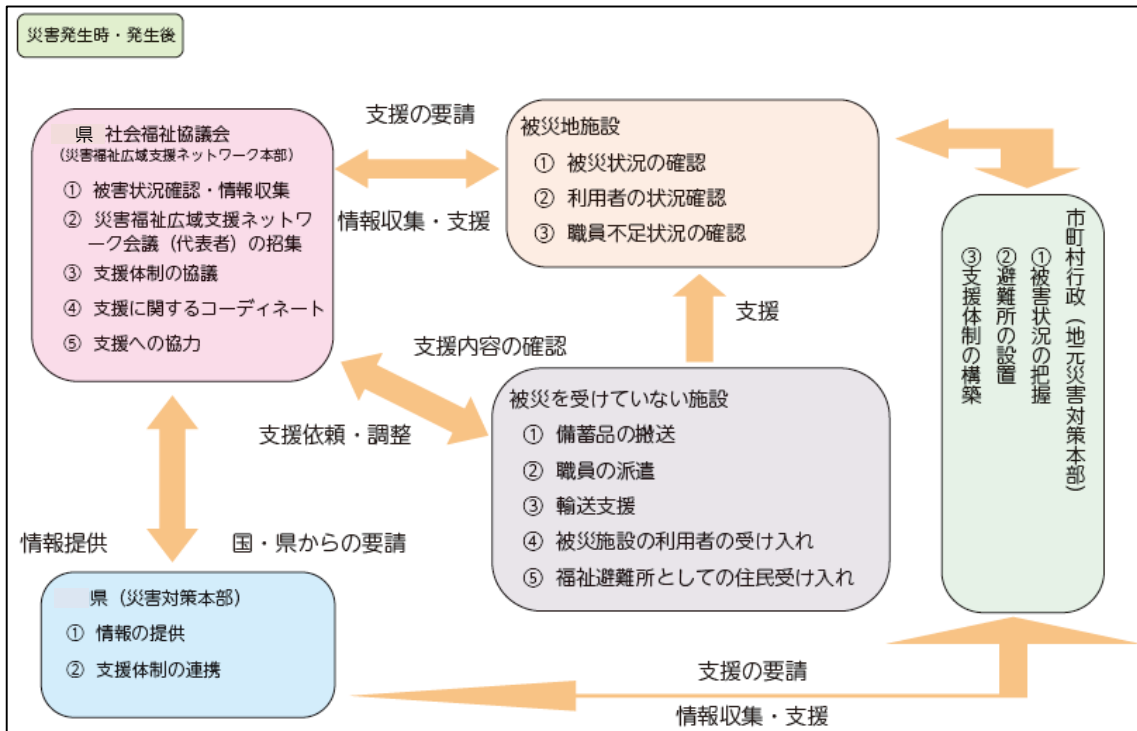
自治体 E

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		災害福祉広域支援ネットワーク	
② 体制の内容		事業者団体間で被災施設等への人員派遣や備蓄品の提供等を想定した災害時の相互支援ネットワークを構築しており、避難所や都道府県外への人員派遣については今後の検討課題としている。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		1. 開始している	
③-1 人員確保の方法	1. 団体との協定で確保	(都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県保育協議会、都道府県老人福祉施設協議会、都道府県障害福祉協議会、都道府県社会就労センター協議会、都道府県母子福祉協議会、都道府県児童福祉協議会、社会福祉法人都道府県社会福祉協議会)	
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始(平成26年7月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	平成24年10月から平成26年2月まで検討会を8回開催した。	
	予定	都道府県社会福祉協議会が事務局となり、年1回会議を開催する。	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他 (災害全般を想定)	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の被災地において社会福祉施設への支援が円滑に行われなかったことから、都道府県内施設が被災した場合に、調整機能を一元化して速やかに支援体制を整えることを目的に、都道府県社会福祉協議会において検討を開始した。	
⑧ 体制の担当部署		福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課	※複数部署の場合の主担当 福祉政策課
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県保育協議会、都道府県老人福祉施設協議会、都道府県障害福祉協議会、都道府県社会就労センター協議会、都道府県母子福祉協議会、都道府県児童福祉協議会、社会福祉法人都道府県社会福祉協議会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		※資料(次ページ)参照	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		防災部署や他の福祉部署にネットワーク構築の報告書(平成26年3月作成)を送付して情報共有を図ったが、連携に関する具体的な検討はしていない。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけされていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		市町村の防災部署及び福祉部署にネットワーク構築の報告書(平成26年3月作成)を送付するとともに、市町村防災担当課長会議の場で情報提供した。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		なし	
⑯ 体制構築に際しての課題		都道府県では、現段階で「施設の互助」を基礎としたネットワークを構築しており、関係団体の理解を得られているが、今後、一般の避難所や都道府県外派遣を想定した災害派遣福祉チームを組織化するとすると、人員を提供する施設が不利益を被らないような制度面や費用面での支援が必要。	

⑰ 体制構築に際して望まれる支援

国における制度面や費用面での明確な指針や支援が必要。現在のように各都道府県が手探り状態で統一性のないチームをつくっても全国的な運用はできないと思われる。

※資料「自治体 E における災害支援ネットワーク構築について（報告）『災害発生後の動き』」



自治体 G

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		広域災害福祉支援ネットワーク協議会	
② 体制の内容		事業者団体や職能団体等と人員派遣等を想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定 (平成 27 年 3 月)	
③-1 人員確保の方法		—	—
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		1. 開始 (平成 25 年 11 月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	平成 25 年 11 月協議会設立以降、構成団体で協議、検討を重ね、平成 27 年 2 月より「災害派遣福祉チーム」構成員の募集を開始することとした。	
	予定	平成 27 年度中に、「災害派遣福祉チーム」の災害時の活動マニュアルを作成するとともに、養成研修を実施し、派遣体制を整備する予定。	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他 (未整理)	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災時、各団体間や都道府県、市町村との情報共有や支援活動での連絡、連携体制があれば、要配慮者に対し、より適切な支援ができたのではないかという動機から。	
⑧ 体制の担当部署		保健福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課	※複数部署の場合の主担当 保健福祉総務課
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉士会、都道府県介護支援専門員協会、都道府県医療ソーシャルワーカー協会、都道府県精神保健福祉士会、都道府県理学療法士会、都道府県作業療法士会、都道府県介護福祉士会、都道府県認知症グループホーム協議会、都道府県老人保健施設協会、都道府県社会福祉協議会、都道府県老人福祉施設協議会、都道府県障がい児者福祉施設協議会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉士会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		各専門職能団体：各専門職の派遣体制の検討。 各事業者団体：各事業施設との連絡調整。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		協議会の構成団体。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		平成 26 年 8 月にシンポジウムを開催。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		—	
⑯ 体制構築に際しての課題		協議会事務局の人員不足、平常時の協議会運営経費の不足。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		協議会運営経費補助金 (セーフティネット国庫補助) の増額。	

自治体 J

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		未定	
② 体制の内容		以下の取り組みを広域的に行うためのネットワークの構築 ①：防災基本計画で求められている同種施設間等における利用者相互受入及び応援職員派遣体制の整備。 ②：①の検討が済んだ後、被災施設及び福祉避難所等への専門職派遣。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
③-1 人員確保の方法		—	—
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成 26 年 10 月）	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	H25 年度下期から、関係団体等に対し、検討会設定に向けた事前説明。H26. 10 月に第 1 回の検討会を開催。その後、各団体から支援できること等のアンケートを実施。	
	予定	検討会の継続実施。	
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		3. 豪雪 ○	4. 洪水 ○
		6. 地震 ○	8. 噴火 ○
⑦ 体制構築の動機・課題意識		・厚生労働省の提案を受けて実施。 ・実効性をいかにもたせるかが課題と考える。	
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部健康福祉課	※複数部署の場合の主担当 —
⑨ 体制構築に関わっている団体		・各福祉施設種別団体。 ・各福祉機能団体。 ・市長会、町村会。 ・都道府県社会福祉協議会。	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		検討中	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		検討中（検討会メンバーには入っている）	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけられていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		検討会構成員として、市長会及び町村会がメンバーに入っている。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		医療系の災害支援チーム等。	
⑯ 体制構築に際しての課題		・国における費用負担の明示。 ・施設における人員配置基準等の緩和要件明示。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		現行の検討会経費以外に、災害福祉コーディネーターのような名目による事務局人件費支援。一法人が社会貢献として行うには大きすぎると考える。	

自治体M

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		(平常時) 災害福祉広域支援ネットワーク (災害時) 災害時要配慮者支援センター	
② 体制の内容		都道府県、都道府県社会福祉協議会(施設部会を含む。)、職能団体、地区社協等が協力し、人員派遣等を調整する災害時要配慮者支援センターを設置及び運営する体制の構築に向けた検討をしている。 人員派遣については、情報収集に特化した先遣チームとサービス提供を担う中長期的派遣の二種類を検討している。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定 (平成 29 年 4 月)	
③-1 人員確保の方法		3. その他	(未定)
③-2 研修や訓練の実施状況		2. 今後実施予定	
④ 稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期		2. 開始予定 (平成 29 年 4 月)	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	平成 24 年度末に、独立行政法人福祉医療機構による助成を活用して、検討を開始した。	
	予定	平成 27 年度は、引き続き、ネットワーク構築に向けた検討を進め、平成 28 年度のモデル事業(実動訓練)実施、平成 29 年度の本格稼働開始を目指している。	
⑥ 対応を想定している「災害」		1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○
		4. 洪水 ○	5. 高潮 ○
		6. 地震 ○	7. 津波 ○
		8. 噴火 ○	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災時に、福祉分野での支援・受入が効果的に進まなかった経験から、過去の災害における支援の経験も踏まえ、発災前から支援体制を構築する必要性が明らかとなった。 都道府県内にとどまらず、他の都道府県の災害における支援を行う体制を整備する必要性と同時に、首都直下地震等の大規模災害時には、他の都道府県からの支援を受援調整する機能を果たす必要性を認識している。	
⑧ 体制の担当部署		福祉保健局総務部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部	※複数部署の場合の主担当 (平常時) 福祉保健局総務部 (災害時) 福祉保健局高齢社会対策部
⑨ 体制構築に関わっている団体		都道府県社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、都道府県社会福祉士会、都道府県介護福祉士会、都道府県医療社会事業協会、都道府県介護支援専門員研究協議会、都道府県精神保健福祉士協会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		都道府県が災害時要配慮者支援センターを設置し、都道府県社会福祉協議会が運営する。 ※都道府県職員も運営に参画し一体的に活動することを検討している。	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		福祉保健局医療政策部及び保健政策部に検討状況を情報提供しており、今後、医療救護班、保健活動班等との連携のあり方を検討する。 また、総務局総合防災部及び災害ボランティアセンターを所管する生活文化局にも検討状況を情報提供している。	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけは今後検討する。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		平成 25 年 11 月、区市町村の担当者向け研修会の場で、検討状況を説明。 平成 27 年度、改めて、区市町村説明を行い、本格稼働に向けた調整を	

	開始する。
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	未定
⑯ 体制構築に際しての課題	福祉支援が災害救助法上に位置付けられていない（災害救助法施行令に第4条に記載がない）ことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがある。 また、災害救助法が適用されない災害における支援活動や平常時のネットワーク維持に係る経費の確保が課題。
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	災害福祉広域支援ネットワークにより派遣される福祉専門職の身分、保険、費用負担のあり方等を、厚生労働省において整理する必要がある。 また、各都道府県における取組を促進するためにも、中央レベルの組織を早急に設置する必要がある。

自治体P

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		未定	
② 体制の内容		未定	
③ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
③-1 人員確保の方法	—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況	—		
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		3. 時期未定	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	検討会を H25 年度 2 回、H26 年度 1 回開催。	
	予定	H27 年度も検討を続ける。	
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他 （災害の種類に応じたの想定はしていない。）	
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災で支援体制の仕組みが構築されておらず、支援の受入等が効果的に進まなかったこと。また、国（厚生労働省）から、災害福祉広域支援ネットワーク構築について協力依頼があったこと。	
⑧ 体制の担当部署		厚生部厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課、児童青年家庭課	※複数部署の場合の主担当 厚生企画課
⑨ 体制構築に関わっている団体		（検討会のメンバー） 都道府県社会福祉法人経営者協議会、都道府県老人福祉施設協議会、都道府県民間保育連盟、都道府県ケアネットワーク、都道府県精神障害者社会復帰施設連絡協議会、都道府県精神障害者支援事業所等連絡会、都道府県知的障害者福祉協会、都道府県デイサービス協議会、都道府県訪問看護ステーション連絡協議会、都道府県認知症グループホーム連絡協議会、都道府県福祉用具事業者連絡協議会、都道府県ケアハウス連絡協議会、都道府県社会福祉協議会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		検討中	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		今後協議予定	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけされていない。	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		市町村の避難行動要支援者担当課職員向け説明会の際に、「災害福祉広域支援ネットワーク」について説明。	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		なし	
⑯ 体制構築に際しての課題		災害時の派遣費用が災害救助法の対象となっておらず、財政的な裏付けがないことから、立上げまでに至らない。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		災害時の福祉的支援も災害救助法の対象とすること。 災害救助法適用外の場合の派遣や継続的な活動費用（事務局運営費、研修開催費、資機材購入等）に対する支援（補助）。	

自治体V

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称		未定	
② 体制の内容		福祉種別団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築。	
③ 派遣人員の確保や育成状況		3. 開始していない	
③-1 人員確保の方法		—	—
③-2 研修や訓練の実施状況		—	
④ 稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		1. 開始（平成26年2月）	
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	各福祉団体の現状分析・課題抽出など。	
	予定	施設間における応援体制（仕組み）の構築⇒災害支援体制の拡充（福祉専門職派遣チームの組織づくり）	
⑥ 対応を想定している「災害」		6. 地震 ○	7. 津波 ○
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の教訓（災害直後からの能動的・機動的な対応や、被災地内外の支援と被災地ニーズとのマッチング調整について、包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要がある。）	
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部（政策監・地域福祉課・長寿政策課・介護保険課・福祉指導課・こども未来課・こども家庭課・障害者政策課・障害福祉課）	※複数部署の場合の主担当 地域福祉課
⑨ 体制構築に関わっている団体		社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会、救護更生施設連絡協議会、乳児院協議会、母子生活支援施設協議会、児童養護施設協議会、保育所連合会、知的障害者福祉協会、老人福祉施設協議会、社会就労センター協議会、福祉医療施設協議会、身体障害児者施設協議会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会	
⑩ 体制の事務局		都道府県社会福祉協議会	
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		未定	
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		未定	
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		未定	
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		未定	
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		未定	
⑯ 体制構築に際しての課題		ネットワーク協議会の体制（参加機関・役割分担など）、派遣人員の確保（登録方法・派遣時の身分や経費の取扱いなど）。	
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		—	

自治体W

設問		回答		
① 自都道府県内で活動する体制の名称		①災害福祉広域支援推進協議会 ②災害派遣福祉チーム（DCAT）		
② 体制の内容		①事業者団体や職能団体等で構成する協議会を設置し、DCATを含む都道府県の広域支援体制を総括する。 ②社会福祉施設や事業所を運営する法人等と、人員派遣の協定を締結（予定）し、災害発生時にチームを編成し派遣する。		
③ 派遣人員の確保や育成状況		2. 開始予定（平成27年度年後半月）		
③-1 人員確保の方法		—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況		—		
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期		2. 開始予定（平成27年4月）		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	今年度、事業者団体、職能団体等の関係者で構成する広域支援体制構築のための検討会議（災害福祉広域支援体制整備検討会議）を開催した。		
	予定	「災害福祉広域支援推進協議会」を設立するとともに、災害派遣福祉チーム（DCAT）の募集、研修などの活動の準備をする。		
⑥ 対応を想定している「災害」		10. その他（災害救助法が適用された場合）		
⑦ 体制構築の動機・課題意識		東日本大震災の発生による。		
⑧ 体制の担当部署		健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑨ 体制構築に関わっている団体		<p>（関係団体）</p> <p>一般社団法人都道府県介護福祉士会、都道府県居宅介護支援事業者連絡協議会、社会福祉法人都道府県社会福祉協議会（社会福祉施設委員会、社会福祉法人経営者委員会、地域社会福祉委員会、一般社団法人都道府県社会福祉士会、都道府県身体障害者施設協議会、都道府県精神障がい者福祉協会、一般社団法人都道府県知的障害者福祉協会、都道府県ホームヘルパー連絡協議会、都道府県老人福祉施設協議会、市老人福祉施設協議会</p> <p>（行政）</p> <p>都道府県内市町（政令市を含む）、都道府県防災局災害対策課、都道府県健康福祉部、都道府県健康福祉部地域福祉課</p>		
⑩ 体制の事務局		都道府県、都道府県社会福祉協議会		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制		※資料（次ページ）参照		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況		本年度開催している広域支援体制構築のための検討会議に、防災部局が参加。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置づけられていない。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況		実施していない。		
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体		なし		
⑯ 体制構築に際しての課題		福祉人材の派遣に関して、DMATやDPATのような制度的な定めがない。また、災害救助法による救助に福祉が含まれていないため、人材派遣にかかる財政的な裏付けがない。		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援		災害救助法による救助に、福祉を明確に位置付ける。		

※資料

＜平常時の事務分掌＞	
県	(1) 推進協議会の運営に関すること。 (2) チーム活動に関する周知、啓発に関すること。 (3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築に関すること。
広域支援・DCAT 運用事務局 (県社協)	(1) チーム員の募集に関すること。 (2) チーム員の研修に関すること。 (3) チーム員の登録及びチームの編成に関すること。
その他構成団体	(1) 推進協議会の活動への協力・連携に関すること。 (2) 当該団体内における協力・連携体制の構築に関すること。

＜大規模災害発生時の事務分掌＞	
県	(1) 被害情報の収集に関すること。 (2) 被災市町村等関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 被災市町村等からのチーム派遣要請の受付、チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請に関すること。 (4) 費用負担に係る調整に関すること。 (5) 被災市町村の要配慮者の受入依頼の受付と受入要請に関すること。
広域支援・DCAT 運用事務局 (県社協)	(1) チームの編成に関すること。 (2) チームの派遣の手続きに関すること。 (3) 関係機関との連絡調整等に関すること。 (4) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。 (5) 被災市町村の要配慮者の受入調整に関すること。
その他構成団体	(1) チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整に関すること。 (2) 県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整を行うこと。 (3) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。 (4) 県の要請により、必要に応じて当該団体等の構成員と、被災市町村の要配慮者の受入の調整を行うこと。

※チームとは「災害派遣福祉チーム（DCAT）」をさす

自治体 A G

設問		回答	
① 自都道府県内で活動する体制の名称	災害福祉支援ネットワーク推進会議		
② 体制の内容	災害時における災害ボランティア活動等を支援するため、平常時より都道府県域の関係機関・団体が連携し、災害発生時には、迅速かつ円滑な連携した支援活動が展開できる体制づくり。		
③ 派遣人員の確保や育成状況	3. 開始していない		
③-1 人員確保の方法	—	—	
③-2 研修や訓練の実施状況	—		
④ 稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、予定時期	1. 開始（平成 26 年 8 月）		
⑤ 体制構築の検討過程と予定	過程	災害福祉支援ネットワーク推進会議の立ち上げ。	
	予定	H27 年度以降、随時会議を開催。	
⑥ 対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○	2. 豪雨 ○	
	4. 洪水 ○	5. 高潮 ○	
	6. 地震 ○	7. 津波 ○	
⑦ 体制構築の動機・課題意識	都道府県内でのネットワークをしっかりと構築することが基本であり、まずは各団体との顔の見える関係づくりから始める。		
⑧ 体制の担当部署	保健福祉課	※複数部署の場合の主担当	—
⑨ 体制構築に関わっている団体	【災害福祉支援ネットワーク推進会議構成メンバー】 都道府県社協、都道府県共募、日赤都道府県支部、都道府県老協、都道府県保協、都道府県障協、市社協、都道府県NPOセンター、都道府県民児協、都道府県経営協、日本青年会議所（ブロック協議会）		
⑩ 体制の事務局	都道府県社会福祉協議会		
⑪ 都道府県及び各団体間の役割分担や連携体制	検討中		
⑫ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	本自治体では、大規模災害に備え、「災害救援専門ボランティア登録制度」（事前に登録した専門ボランティアの登録制度）を実施し、保健福祉課は「介護ボランティア」を所管している。		
⑬ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置づけされていない。		
⑭ 体制に関する各市区町村との関係、情報交換の実施状況	特になし		
⑮ 現在の参加団体以外で連携を検討している団体	特になし		
⑯ 体制構築に際しての課題	特になし		
⑰ 体制構築に際して望まれる支援	特になし		

問 2-2. 問 1 で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県
にうかがいます。

＜「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県＞

自治体 H

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	災害時の福祉支援体制の事務局として、都道府県社協を想定しているが、同意に至っていないため。
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる（団体名：都道府県社会福祉協議会）
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	都道府県地域防災計画で、「災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備」において、相互応援体制の整備について記載しているが、この中の「公共団体等との協力体制整備」に包含されるものとする。
⑤ 体制構築に際しての課題	災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関して統一的なルールがない。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	・ 制度運用に関する国のガイドライン等の整備。 ・ ネットワーク構築に関する国の支援の拡充（人件費等）。

自治体 I

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	2. おおよその開始時期は想定している（平成 27 年頃）
② その時期とした理由	避難行動要支援者対策や福祉避難所の指定促進等の取組を段階的に進めている中で、他都道府県の状況等も踏まえ検討に着手することとした。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	未定
⑤ 体制構築に際しての課題	不明
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	先進都道府県の事例提供（構築までのスケジュール・検討内容、構築後の取組内容・課題等）、アドバイザー派遣（複数回）。

自治体Q

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	国や他の都道府県の動向を踏まえて具体的な体制の構築検討を開始するため。
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる（団体名：都道府県社会福祉協議会）
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	本都道府県地域防災計画では、要配慮者の広域的な受入や、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアルを作成することとしている。
⑤ 体制構築に際しての課題	各都道府県の体制は、一定程度共通したものであることが望ましいと考えているが、国から体制構築のための標準的なマニュアル等の提供がない。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	体制構築のための標準的なマニュアル等の提供。

自治体AB

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	1. 開始時期は決定している（平成 27 年度）
② その時期とした理由	早期の体制構築が必要であると考えているため（27 年度予算に支援体制構築の検討経費を計上（国庫補助 10/10））。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	災害時の福祉支援体制は、各自治体が地域防災計画に基づき実施する「災害時要援護者支援対策」の補完的機能を担う関係にあると考えている。
⑤ 体制構築に際しての課題	現時点では特になし。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	現時点では特になし。

自治体 A M

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	1. 開始時期は決定している（平成 27 年度）
② その時期とした理由	本都道府県では南海トラフ地震の発生が予想されていること、また災害対策基本法の改正等を受けて、これまで当課では、「避難支援の手引き」の作成や福祉避難所の指定促進など要配慮者の避難支援対策に取り組んできた。こうした取組の中で、災害発生後、福祉専門職員のマンパワー不足が課題としてあげられることから、27 年度以降は災害時の福祉支援体制についても検討していくこととした。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	現状の都道府県地域防災計画では、「地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、市町村は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討」と記載している。今後、災害時の福祉支援体制の検討を進めていくうえで、より具体的に記載することも考えられる。
⑤ 体制構築に際しての課題	事務局の設置について調整を要する。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	補助金の継続や内閣府・厚生労働省による定期的な都道府県向け研修会の実施（情報交換等）。

自治体 A R

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる（団体名：都道府県社会福祉協議会）
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	今後検討
⑤ 体制構築に際しての課題	派遣チームの person 費や保険料、資機材等に係る費用負担など。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	災害救助法に明確に位置付け、災害救助費による支弁を可能とすること。

< 「4. 未定」と回答した都道府県 >

自治体K

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	未定
⑤ 体制構築に際しての課題	未定
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	未定

自治体L

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	今後、検討していく。
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体T

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	既存の体制においても対応が可能であることを踏まえ、災害時の福祉支援体制の構築の可否を含めて検討中。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	災害時の福祉支援体制を構築するとすれば、地域防災計画上に位置付ける必要があると思われる。
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 Y

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	2. いる（団体名：健康医療福祉部健康福祉政策課）
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	—
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	福祉避難所指定施設における備品整備や物資の備蓄に対する補助制度の創設。

自治体 A C

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	医療、インフラ等の支援体制構築に合わせるため。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	地域防災計画では支援体制の方向性を示す。
⑤ 体制構築に際しての課題	災害救助用備蓄物資や福祉避難所開設等基礎的自治体の市町村が担う部分も大きいですが、財政的な面でその費用の確保に苦慮している。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	国からの財政的な面での支援措置。

自治体 A I

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	—
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 A K

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	—
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 A L

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	都道府県社会福祉協議会へ事務局を引き受けていただくよう打診したが断られているため、今後の対応について検討が必要。
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	地域防災計画を策定している防災部局と協議を行っていないため、現時点では不明。
⑤ 体制構築に際しての課題	多くの福祉人材は、福祉施設や事業所などに就業しており、災害派遣となると、被災地にある勤務先も人員配置基準を満たさなくなる恐れもあり、また派遣費用などを誰が負担するかという問題もある。現下の厳しい財政状況の中、全額都道府県負担は非常に困難である。
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	福祉支援体制を維持するための人件費補助や福祉支援体制のガイドラインの提示。

自治体 A P

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	—
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	—
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 A T

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	災害時の福祉支援体制は、都道府県地域防災計画の要援護支援者の支援を行うための具体的な手立てであるとする。
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 A U

設問	回答
① 自都道府県内で活動する体制の開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 体制の事務局に想定する者	3. わからない
④ 都道府県地域防災計画と体制との関係（想定）	地域防災計画の中で、福祉支援体制の役割等も定めており、密接な連携が必要になる。
⑤ 体制構築に際しての課題	—
⑥ 体制構築に際して望まれる支援	—

【再掲】

「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」

(問 2-1⑩、問 2-2⑤)

<p>既に構築 (10 団体) 問 2-1⑩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム派遣体制整備のためのチーム員確保、関係団体の協力体制確保。(自治体 C) ・ 災害時の的確な対応のための医療・保健関係との連携体制の構築。(自治体 C) ・ 中長期支援体制の確立。(自治体 C) ・ 各団体の災害意識の向上と災害に備える体制の底上げ。(自治体 O) ・ 都道府県・市町村との効果的な連絡体制の検討。(自治体 O) ・ 災害時コーディネーターの人材育成。(自治体 O) ・ 全国的に取組みが進んでいないこと。確立された制度となっていないこと。(自治体 U) ・ 体制の位置づけ。(自治体 X) ・ 福祉関係団体と医療関係団体の調整。(自治体 Z) ・ 政令市との調整。(自治体 Z) ・ 特に福祉人材の派遣にあたっては、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。(自治体 A A) ・ 協定等は締結しているものの、介護や看護については平時においても人材が不足している状況であり、災害時に必要人数をいかに迅速に確保できるかが課題と考えている。(自治体 A O) ・ 災害時の福祉支援は、医療と異なり法的な位置づけが明確でない。(自治体 A Q)
<p>現在構築中 (10 団体) 問 2-1⑩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体への周知、理解。(自治体 B) ・ チームが必要とする資機材の購入及び保管場所の確保。(自治体 B) ・ 都道府県間の連携の仕組み(チームの派遣方法、費用の負担、平時の研修体制等)などを調整する必要がある。(自治体 D) ・ 都道府県では、現段階で「施設の互助」を基礎としたネットワークを構築しており、関係団体の理解を得られているが、今後、一般の避難所や都道府県外派遣を想定した災害派遣福祉チームを組織化するとすると、人員を提供する施設が不利益を被らないような制度面や費用面での支援が必要。(自治体 E) ・ 協議会事務局の人員不足、平常時の協議会運営経費の不足。(自治体 G) ・ 国における費用負担の明示。(自治体 J) ・ 施設における人員配置基準等の緩和要件明示。(自治体 J) ・ 福祉支援が災害救助法上に位置付けられていない(災害救助法施行令に第 4 条に記載がない)ことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがある。(自治体 M) ・ また、災害救助法が適用されない災害における支援活動や平常時のネットワーク維持に係る経費の確保が課題。(自治体 M) ・ 災害時の派遣費用が災害救助法の対象となっておらず、財政的な裏付けがないことから、立上げまでに至らない。(自治体 P) ・ ネットワーク協議会の体制(参加機関・役割分担など)、派遣人員の確保(登録方法・派遣時の身分や経費の取扱いなど)。(自治体 V) ・ 福祉人材の派遣に関して、DMAT や DPAT のような制度的な定めがない。また、災害救助法による救助に福祉が含まれていないため、人材派遣にかかる財政的な裏付けがない。(自治体 W) ・ 特になし。(自治体 A G)
<p>今後構築予定 (6 団体) 問 2-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関して統一的なルールがない。(自治体 H) ・ 不明。(自治体 I) ・ 各都道府県の体制は、一定程度共通したものであることが望ましいと考えているが、国から体制構築のための標準的なマニュアル等の提供がない。(自治体 Q) ・ 現時点では特になし。(自治体 A B) ・ 事務局の設置について調整を要する。(自治体 A M) ・ 派遣チームの人件費や保険料、資機材等に係る費用負担など。(自治体 A R)
<p>未定 (11 団体) 問 2-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未定。(自治体 K) ・ 災害救助用備蓄物資や福祉避難所開設等基礎的自治体の市町村が担う部分も大きい、財政的な面でその費用の確保に苦慮している。(自治体 A C)

	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの福祉人材は、福祉施設や事業所などに就業しており、災害派遣となると、被災地にある勤務先も人員配置基準を満たさなくなる恐れもあり、また派遣費用などを誰が負担するかという問題もある。現下の厳しい財政状況の中、全額都道府県負担は非常に困難である。(自治体A L)
--	---

【再掲】

「災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」

(問 2-1⑰、問 2-2⑥)

<p>既に構築 (10 団体) 問 2-1⑰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で統一したルールを作る必要がある。(自治体A) ・体制構築のための財源(補助金)、災害救助法による活動経費の裏付け。(自治体C) ・避難所設置に向けた財政支援。福祉施設のBCPへの取組みに対する財政支援。人件費を含めた災害派遣福祉チームの活動経費に対する財政支援。(自治体U) ・十分な財政支援。(自治体X) ・財政的支援。(自治体Z) ・人材育成のための研修。(自治体Z) ・名称の統一。(DCAT等)(自治体Z) ・災害訓練や福祉支援チームの全国的広報・啓発等。(自治体Z) ・特に福祉人材の派遣にあたっては、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。(自治体A A) ・災害時の避難所や福祉避難所において、要援護者に対し、良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを行う、社会福祉士や介護福祉士等の福祉・介護の専門職員で構成する「福祉・介護派遣チーム」の位置付け(役割、職種、人数、費用等)を明確化することが必要。また、災害救助法第23条第1項の「救助の種類」に「福祉(介護を含む。)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第24条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。(自治体A O) ・装備品への助成。(自治体A Q) ・先進都道府県の対応事例。(自治体A S)
<p>現在構築中 (10 団体) 問 2-1⑰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他県事例等の紹介。(自治体B) ・国において統一的な支援体制の枠組みを定めてもらえると各都道府県間の取組に差が生じることなく、有事の際には被災者に対して一定の支援が行える。(自治体D) ・国における制度面や費用面での明確な指針や支援が必要。現在のように各都道府県が手探り状態で統一性のないチームをつくっても全国的な運用はできないと思われる。(自治体E) ・協議会運営経費補助金(セーフティネット国庫補助)の増額。(自治体G) ・現行の検討会経費以外に、災害福祉コーディネーターのような名目による事務局人件費支援。一法人が社会貢献として行うには大きすぎると考える。(自治体J) ・災害福祉広域支援ネットワークにより派遣される福祉専門職の身分、保険、費用負担のあり方等を、厚生労働省において整理する必要がある。(自治体M) ・また、各都道府県における取組を促進するためにも、中央レベルの組織を早急に設置する必要がある。(自治体M) ・災害時の福祉的支援も災害救助法の対象とすること。(自治体P) ・災害救助法適用外の場合の派遣や継続的な活動費用(事務局運営費、研修開催費、資機材購入等)に対する支援(補助)。(自治体P) ・災害救助法による救助に、福祉を明確に位置付ける。(自治体W) ・特になし。(自治体A G)
<p>今後構築予定 (6 団体) 問 2-2⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用に関する国のガイドライン等の整備。(自治体H) ・ネットワーク構築に関する国の支援の拡充(人件費等)。(自治体H) ・先進都道府県の事例提供(構築までのスケジュール・検討内容、構築後の取組内容・課題等)、アドバイザー派遣(複数回)。(自治体I) ・体制構築のための標準的なマニュアル等の提供。(自治体Q) ・現時点では特はない。(自治体A B) ・補助金の継続や内閣府・厚生労働省による定期的な都道府県向け研修会の実施(情報交換

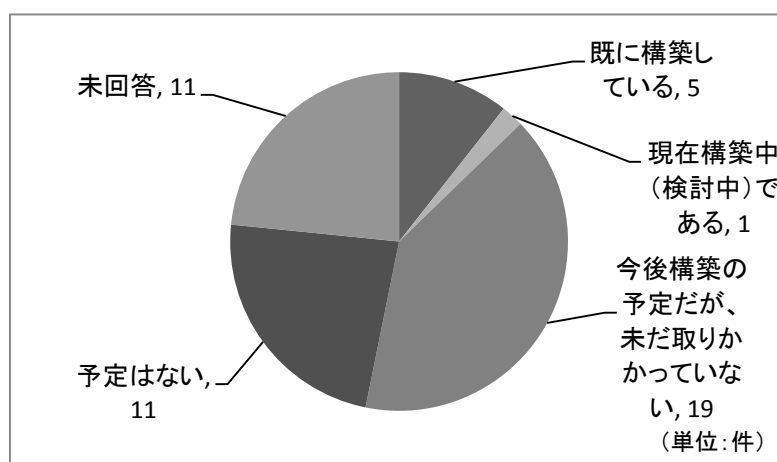
	等)。(自治体AM) ・災害救助法に明確に位置付け、災害救助費による支弁を可能とすること。(自治体AR)
未定 (11 団体) 問 2-2⑥	・未定。(自治体K) ・福祉避難所指定施設における備品整備や物資の備蓄に対する補助制度の創設。(自治体Y) ・国からの財政的な面での支援措置。(自治体AC) ・福祉支援体制を維持するための人件費補助や福祉支援体制のガイドラインの提示。(自治体AL)

(2) 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況について

問3. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、大規模災害下でも要援護者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。(1つ選択)

	件数	割合
1 既に構築している	5	10.6%
2 現在構築中（検討中）である	1	2.1%
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	19	40.4%
4 予定はない	11	23.4%
5 未回答	11	23.4%
計	47	100.0%

図表- 3 【問3】 他都道府県との支援体制の構築状況



問 4-1. 問 3 で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。
既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

< 「1.既に構築している」と回答した都道府県 >

自治体 A

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	—		
③ 実施の動機、課題意識		—		
④ 体制の担当部署		保健福祉部総務課	※複数部署の場合の主担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		—		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		派遣調整や費用負担など統一的なルールが必要。		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—		

自治体 T

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		2. いいえ		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	全国都道府県における災害時等の広域に関する協定（全国・中部圏・関東地方知事会、新潟県と協定）の締結。		
	予定	未定		
③ 実施の動機、課題意識		—		
④ 体制の担当部署		具体的な要請の内容に応じて担当部局が異なる。	※複数部署の場合の主担当	協定締結の取りまとめを行ったのは、危機管理部。
⑤ 共同での検討や協定等を結んでいる都道府県の有無		なし		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		—		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—		

自治体 A A

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	—		
③ 実施の動機、課題意識		阪神淡路大震災、東北大震災他、国内の災害発生時においては、都道府県はもとより、都道府県内の福祉関係団体は、個々に被災地の福祉支援に携わってきたが、互いの取組みに関し、情報共有や連携はほぼなし。互いの活動を効率的、あるいは被災地からの様々な福祉ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、これらの経験やノウハウ、個々のネットワーク等の活用が不可欠と考えたもの。		
④ 体制の担当部署		福祉部福祉総務課	※複数部署の場合の主担当	他都道府県からの支援要請については、一義的には、政策企画部危機管理室が担う。
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		具体的都道府県はないが、想定されるのは関西広域連合と協定し、カウンターパート方式で割り当てられた都道府県向けへの支援となると思われる。		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		特に福祉人材の派遣にあたっては、滞在費や活動費などの経済的な面もあるが、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		同上		

自治体 A I

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		2. いいえ		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	—		
③ 実施の動機、課題意識		—		
④ 体制の担当部署		総務部防災危機管理課	※複数部署の場合の主担当	—
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		中国各県、中四国各県、九州各県。		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		—		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		—		

自治体A O

設問		回答	
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		1. はい	
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—	
	予定	—	
③ 実施の動機、課題意識		大規模災害等においては被災地域が広域になる可能性があるため。	
④ 体制の担当部署		消防防災課	※複数部署の場合の主担当 —
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		九州・山口 9 県。	
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		問 2-1⑩に同じ。	
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		問 2-1⑪に同じ。	

< 「2. 現在構築中である」と回答した都道府県 >

自治体〇

設問		回答		
① 広域の体制は問 2 で回答した体制と同じか		3. 未定		
② 体制構築の検討過程と予定	過程	—		
	予定	現在、ネットワークを構築し、構成団体間の体制整備を図っている段階であり、他都道府県との連携の必要性も含め検討する予定。		
③ 実施の動機、課題意識		今後検討予定		
④ 体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課、高齢福祉保健課、障害福祉課	※複数部署の場合の主担当	福祉保健課
⑤ 共同での検討や協定等を行っている都道府県の有無		なし		
⑥ 広域の体制構築に際しての課題		今後検討予定		
⑦ 広域の体制構築に際して望まれる支援		今後検討予定		

問 4-2. 問 3 で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県にうかがいます。

自治体 B

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは都道府県内における福祉支援体制構築の構築を目指し、都道府県外は都道府県については、その後に検討を行う予定としているため。
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	チームが現地到着後、活動開始時、活動中、活動終了時、誰にどのように報告し、指示を受ければ良いかについて、派遣元・派遣先の都道府県で認識を一致させる必要があるのではないか。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	各都道府県における受入手順等の情報共有。

自治体 C

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	他都道府県の動向による、調整に時間を要する。
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	・ 支援の仕組み・体制がある程度共通していること。 ・ 災害救助法による費用負担の裏付けの必要性。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	体制構築のための財源（補助金）、国による制度創設。

自治体 D

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で活動する体制による実施を想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての課題	都道府県間の連携の仕組み（チームの派遣方法、費用の負担、平時の研修体制等）などを調整する必要がある。
⑤ 広域の体制構築に際して望まれる支援	国において統一的な支援体制の枠組みを定めてもらえると各都道府県間の取組に差が生じることなく、有事の際には被災者に対して一定の支援が行える。

自治体 E

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	人員を提供する施設が不利益を被らないような制度面や費用面での支援が必要。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	国における制度面や費用面での明確な指針や支援が必要。現在のように各都道府県が手探り状態で統一性のないチームをつくっても全国的な運用はできないと思われる。

自治体 G

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは、都道府県内の福祉支援体制構築を優先するため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	・災害時活動マニュアル等の活動基準の統一化。 ・そのために必要となる活動経費や人員の不足。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	活動経費補助（セーフティネット国庫補助）の増額。

自治体 H

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	他都道府県との広域的な福祉支援体制の構築を進めるには、都道府県内の福祉支援体制を構築できていることが前提となるため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関して統一的なルールがない。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	・制度運用に関する国のガイドライン等の整備。 ・ネットワーク構築に関する国の支援の拡充（人件費等）。

自治体 I

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは、都道府県内の災害時の福祉支援体制を整える必要がある。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	不明
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	不明

自治体 P

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは、都道府県内での災害を想定して検討しているため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	災害時の派遣費用が災害救助法の対象となっておらず、財政的な裏付けが必要。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の福祉的支援も災害救助法の対象とすること。 ・ 災害救助法適用外の場合の派遣や継続的な活動費用（事務局運営費、研修開催費、資機材購入等）に対する支援（補助）。

自治体 U

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	必要性は認めるものの、足下の都道府県内の体制整備を優先する必要があること、各都道府県の取組みに温度差があること等から具体的な構築時期を検討するに至っていない。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	③と同様。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	問 2-1⑩に加えて、体制構築に向けた国のリーダーシップ。

自治体V

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

自治体W

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	都道府県内の体制を整えた上で検討するため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

自治体Z

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

自治体 A B

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	現時点では特にはない。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	現時点では特にはない。

自治体 A C

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	医療、インフラ等の支援体制構築に合わせるため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	他都道府県の実施状況を見て検討したい。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	他都道府県の実施状況を見て検討したい。

自治体 A L

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	都道府県内の福祉支援体制が構築されていないため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	全国統一の福祉支援体制ではないため、各都道府県によって体制が異なることが想定されるため、都道府県間の体制構築がスムーズに行えるのか疑義がある。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	DMA TやD P A Tのような全国統一の実施要領の作成や国主導による各地域単位での福祉支援体制構築に向けたワーキングチームの立ち上げ。

自治体 A M

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	まずは、都道府県内で災害が発生した場合に、福祉支援の機能を確保するための都道府県内での人員派遣等を行う体制の構築に取り組むため。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	派遣費用の負担について。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	補助金の継続や内閣府・厚生労働省による定期的な都道府県向け研修会の実施。

自治体 A Q

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	国の検討状況を踏まえて検討する。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	災害時の福祉支援は、災害救助法による費用と、介護保険法等によるが あり、費用負担が明確でない。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	研修の実施や様式のひな型の提供、各都道府県の体制に関する情報提 供。

自治体 A S

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	関係団体と未協議。
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	1. はい
④ 広域の体制構築に際しての 課題	職員を派遣する施設側の費用を誰が負担するのか。
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	費用負担の基本的な枠組み。

自治体 A T

設問	回答
① 広域の体制構築の検討開始 予定時期	3. 未定
② その時期とした理由	—
③ 広域の場合も自都道府県で 活動する体制による実施を 想定しているか	3. 未定
④ 広域の体制構築に際しての 課題	—
⑤ 広域の体制構築に際して望 まれる支援	—

問 4-3. 問 3 で「4.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

自治体 J

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	厚生労働省から広域連携のスキームが示されていない。
② 広域の体制構築に際しての課題	ルールづくり（費用負担・連絡網・情報発信項目の統一化）
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	上記①②の実現。

自治体 L

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	現在、検討段階であり、まず都道府県内の災害福祉広域ネットワークの構築が必要のため。
② 広域の体制構築に際しての課題	—
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

自治体 M

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	都道府県境を越える調整については、厚生労働省や全国社会福祉協議会を中心として設置に向けた協議を行っている「中央連絡会（仮称）」（平成 26 年 3 月 3 日社会・援護局関係主管課長会議資料参照）が一元的に行うべきと考えるため。
② 広域の体制構築に際しての課題	広域での支援体制構築を都道府県任せにしているのは、複数の調整ルートが構築され、災害時に福祉支援の取りまとめができず、東日本大震災時同様、必要な支援が行き届かないおそれがある。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	「支援」ではなく、厚生労働省を中心とする一元的な調整機関が必要。全国レベルの調整機関設置の見通しが立たないことが、各都道府県の取組が進まない原因の一つと考えられる。

自治体 Q

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	大規模災害時には、他の都道府県から人員派遣等の支援を受け入れる（又は派遣する）体制構築が必要と考えているが、各都道府県による個別の協定締結等は現実的でなく、全国的な組織が連絡調整を行うべきと考えている。
② 広域の体制構築に際しての課題	国からは 25 年度に、各都道府県単位での活動への支援を行う組織として、「中央連絡会（仮称）」を設置することが通知されたが、その後の動向について一切連絡が無く、国の中途半端な対応を問題視している。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	国は、各都道府県に対してネットワークの構築を呼びかけるのであれば、体制構築のための標準的なマニュアル等の提供や中央連絡会の設置等のスケジュールを示すなど責任を持った対応をしてほしい。

自治体 X

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	まずは都道府県内の支援体制を構築することが必要であると考えているため。
② 広域の体制構築に際しての課題	体制の整備や調整をどう行うかが課題。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	体制の構築にあたり、国がリーダーシップをもって調整を行うとともに、十分な財政支援を行うことが必要。

自治体 Y

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	都道府県内での支援体制の整備を優先。
② 広域の体制構築に際しての課題	－
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	－

自治体 A G

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	まずは、都道府県内の体制を整える必要がある。
② 広域の体制構築に際しての課題	広域的に支援チームを派遣する際の権限や責任体制、費用負担などを定めた制度が必要である。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	特になし

自治体 A K

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	検討が十分にできていないため。
② 広域の体制構築に際しての課題	－
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	－

自治体 A R

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	都道府県内での災害時の体制づくりを優先して検討している。
② 広域の体制構築に際しての課題	都道府県内での災害時と同様。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	都道府県内での災害時と同様。

自治体AU

設問	回答
① 広域の体制構築を予定していない理由	必要性はあるものの、本都道府県は島嶼県であり、他都道府県と都道府県境を接していないため、構築が難しい。
② 広域の体制構築に際しての課題	必要性はあるものの、本都道府県は島嶼県であり、他都道府県と都道府県境を接していないため、構築が難しい。
③ 広域の体制構築に際して望まれる支援	—

【再掲】

「広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください」

(問 4-1⑥、問 4-2④、問 4-3②)

<p>既に構築 (5 団体) 問 4-1⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣調整や費用負担など統一的なルールが必要。(自治体 A) ・特に福祉人材の派遣にあたっては、滞在費や活動費などの経済的な面もあるが、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。(自治体 A A) ・問 2-1⑩に同じ。(自治体 A O)
<p>現在構築中 (1 団体) 問 4-1⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後検討予定。(自治体 O)
<p>今後構築予定 (19 団体) 問 4-2④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チームが現地到着後、活動開始時、活動中、活動終了時、誰にどのように報告し、指示を受ければ良いかについて、派遣元・派遣先の都道府県で認識を一致させる必要があるのではないかと。(自治体 B) ・支援の仕組み・体制がある程度共通していること。(自治体 C) ・災害救助法による費用負担の裏付けの必要性。(自治体 C) ・都道府県間の連携の仕組み(チームの派遣方法、費用の負担、平時の研修体制等)などを調整する必要がある。(自治体 D) ・人員を提供する施設が不利益を被らないような制度面や費用面での支援が必要。(自治体 E) ・災害時活動マニュアル等の活動基準の統一化。(自治体 G) ・そのために必要となる活動経費や人員の不足。(自治体 G) ・災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関して統一的なルールがない。(自治体 H) ・不明。(自治体 I) ・災害時の派遣費用が災害救助法の対象となっておらず、財政的な裏付けが必要。(自治体 P) ・③と同様。(自治体 U) ・現時点では特になし。(自治体 A B) ・他都道府県の実施状況を見て検討したい。(自治体 A C) ・全国統一の福祉支援体制ではないため、各都道府県によって体制が異なることが想定されるため、都道府県間の体制構築がスムーズに行えるのか疑義がある。(自治体 A L) ・派遣費用の負担について。(自治体 A M) ・災害時の福祉支援は、災害救助法による費用と、介護保険法等によるがあり、費用負担が明確でない。(自治体 A Q) ・職員を派遣する施設側の費用を誰が負担するのか。(自治体 A S)
<p>予定なし (11 団体) 問 4-3②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールづくり(費用負担・連絡網・情報発信項目の統一化)。(自治体 J) ・広域での支援体制構築を都道府県任せにしている場合は、複数の調整ルートが構築され、災害時に福祉支援の取りまとめができず、東日本大震災時同様、必要な支援が行き届かないおそれがある。(自治体 M) ・国からは 25 年度に、各都道府県単位での活動への支援を行う組織として、「中央連絡会(仮称)」を設置することが通知されたが、その後の動向について一切連絡が無く、国の中途半端な対応を問題視している。(自治体 Q) ・体制の整備や調整をどう行うかが課題。(自治体 X) ・広域的に支援チームを派遣する際の権限や責任体制、費用負担などを定めた制度が必要である。(自治体 A G) ・都道府県内での災害時と同様。(自治体 A R) ・必要性はあるものの、本都道府県は島嶼県であり、他都道府県と都道府県境を接していないため、構築が難しい。(自治体 A U)

【再掲】

「広域での災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください」

(問 4-1⑦、問 4-2⑤、問 4-3③)

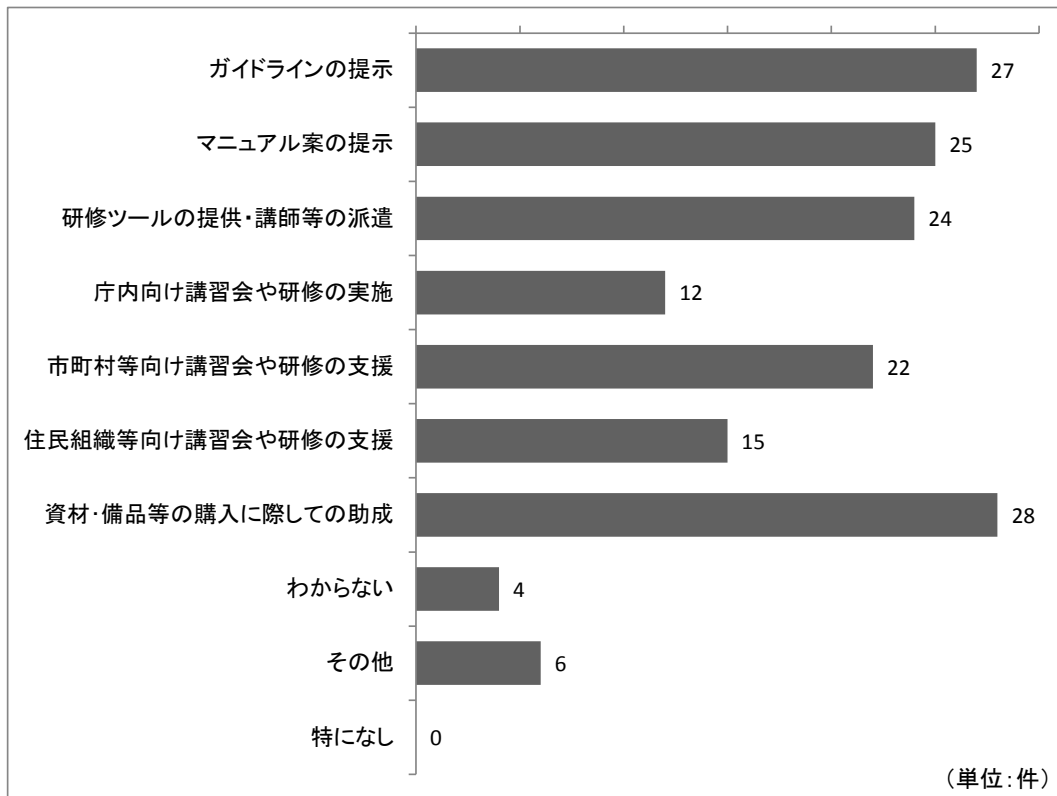
<p>既に構築 (10 団体) 問 4-1⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 (自治体 A A) ・ 問 2-1⑦に同じ。(自治体 A O)
<p>現在構築中 (10 団体) 問 4-1⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後検討予定 (自治体 O)
<p>今後構築予定 (6 団体) 問 4-2⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県における受入手順等の情報共有。(自治体 B) ・ 体制構築のための財源 (補助金)、国による制度創設。(自治体 C) ・ 国において統一的な支援体制の枠組みを定めてもらえると各都道府県間の取組に差が生じることなく、有事の際には被災者に対して一定の支援が行える。(自治体 D) ・ 国における制度面や費用面での明確な指針や支援が必要。現在のように各都道府県が手探り状態で統一性のないチームをつくっても全国的な運用はできないと思われる。(自治体 E) ・ 活動経費補助 (セーフティネット国庫補助) の増額。(自治体 G) ・ 制度運用に関する国のガイドライン等の整備。(自治体 H) ・ ネットワーク構築に関する国の支援の拡充 (人件費等)。(自治体 H) ・ 不明。(自治体 I) ・ 災害時の福祉的支援も災害救助法の対象とすること。(自治体 P) ・ 災害救助法適用外の場合の派遣や継続的な活動費用 (事務局運営費、研修開催費、資機材購入等) に対する支援 (補助)。(自治体 P) ・ 問 2-1⑦に加えて、体制構築に向けた国のリーダーシップ。(自治体 U) ・ 現時点では特になし。(自治体 A B) ・ 他都道府県の実施状況を見て検討したい。(自治体 A C) ・ D M A T や D P A T のような全国統一の実施要領の作成や国主導による各地域単位での福祉支援体制構築に向けたワーキングチームの立ち上げ。(自治体 A L) ・ 補助金の継続や内閣府・厚生労働省による定期的な都道府県向け研修会の実施。(自治体 A M) ・ 研修の実施や様式のひな型の提供、各都道府県の体制に関する情報提供。(自治体 A Q) ・ 費用負担の基本的な枠組み。(自治体 A S)
<p>予定なし (11 団体) 問 4-3③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①②の実現。(自治体 J) ・ 「支援」ではなく、厚生労働省を中心とする一元的な調整機関が必要。 ・ 全国レベルの調整機関設置の見通しが立たないことが、各都道府県の取組が進まない原因の一つと考えられる。(自治体 M) ・ 国は、各都道府県に対してネットワークの構築を呼びかけるのであれば、体制構築のための標準的なマニュアル等の提供や中央連絡会の設置等のスケジュールを示すなど責任を持った対応をしてほしい。(自治体 Q) ・ 体制の構築にあたり、国がリーダーシップをもって調整を行うとともに、十分な財政支援を行うことが必要。(自治体 X) ・ 特になし。(自治体 A G) ・ 都道府県内での災害時と同様。(自治体 A R)

(3) 災害時の福祉支援体制の構築に必要な支援や意見等について

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

	件数	割合
1 ガイドラインの提示	27	73.0%
2 マニュアル案の提示	25	67.6%
3 研修ツールの提供・講師等の派遣	24	64.9%
4 庁内向け講習会や研修の実施	12	32.4%
5 市町村等向け講習会や研修の支援	22	59.5%
6 住民組織等向け講習会や研修の支援	15	40.5%
7 資材・備品等の購入に際しての助成	28	75.7%
8 わからない	4	10.8%
9 その他	6	16.2%
10 特になし	0	0.0%

図表- 4 【問5】災害時の福祉支援体制の構築に際し必要な支援



問6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。

全国統一のルール、都道府県間の調整機能に対する意見

- ・ 今後想定される災害への備えとして、都道府県間での支援体制の構築が必要になると思われるため、DMATのような全国的な制度として、災害救助法への位置付けや財源を含め国が率先して福祉支援体制を整備していただきたい。(自治体C)
- ・ 国において初期段階から制度や費用を明確化して全国運用できる統一的な組織をつくるべき。また、人員を提供する施設側の不安を取り除く対応が必要で、例えば災害時における人員派遣と施設の人員配置基準の関係や費用関係の整理が必要。(自治体E)
- ・ 都道府県域を超えた広域の災害時福祉支援体制を構築するためには、DMATのような全国で統一的なマニュアルの整備や研修の実施が必要。(自治体G)
- ・ 制度の実効性を確保するためには、国において、災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関する統一的なルールを定める必要がある。(自治体H)
- ・ 厚生労働省はボトムアップで考えているようだが、全国的な支援体制を構築するのであれば、ある程度トップダウンで行う必要があるのではないか。(自治体J)
- ・ 広域支援の調整を実施するため、また、各都道府県内のネットワーク構築を促進するため、早急に、厚生労働省を中心とする中央組織を設置すべき。(自治体M)
- ・ 国が想定している災害時の福祉支援体制による活動は、DMAT・医療救護班などの活動と重なる部分もあると思われ、それらとの関係の整理も必要ではないか。(自治体T)
- ・ 財政的な裏打ちのある、統一された制度の創設が望まれる。(自治体W)
- ・ DMATやDPATとの連携も不明確なので他チームとの連携方法などについて、国の考え方を示してほしい。(自治体AL)
- ・ 問2-1⑰に記載しているように1法や制度の整備が必要と考えます。(自治体AO)

法制度等、活動の環境整備に対する意見

- ・ 今後想定される災害への備えとして、都道府県間での支援体制の構築が必要になると思われるため、DMATのような全国的な制度として、災害救助法への位置付けや財源を含め国が率先して福祉支援体制を整備していただきたい。(再掲)(自治体C)
- ・ 国において初期段階から制度や費用を明確化して全国運用できる統一的な組織をつくるべき。また、人員を提供する施設側の不安を取り除く対応が必要で、例えば災害時における人員派遣と施設の人員配置基準の関係や費用関係の整理が必要。(再掲)(自治体E)

¹ 災害時の避難所や福祉避難所において、要援護者に対し、良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを行う、社会福祉士や介護福祉士等の福祉・介護の専門職員で構成する「福祉・介護派遣チーム」の位置付け(役割、職種、人数、費用等)を明確化することが必要。

また、災害救助法第23条第1項の「救助の種類」に「福祉(介護を含む。)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者の介護・支援を、災害救助の基本施策の一つに位置付けるとともに、同法第24条の「救助に従事させることができる者」に「福祉・介護関係者」を明記し、災害救助費による支弁を可能とすることが必要。

- ・ 制度の実効性を確保するためには、国において、災害時に支援チームを派遣する際の権限や費用負担など、制度の運用に関する統一的なルールを定める必要がある。(再掲)(自治体H)
- ・ 福祉支援チームもDMA Tのように災害救助法の対象とするなど、派遣費用等の財政的裏付けがないと立上げには至らない。都道府県まかせにするのではなく、国において、しっかり取り組んで欲しい。(自治体P)
- ・ 財政的な裏打ちのある、統一された制度の創設が望まれる。(再掲)(自治体W)
- ・ 災害時の派遣の費用面等、国により補てんされる制度があれば、検討を行う際に職能団体や施設協議会等に説明が行いやすい。(自治体AM)
- ・ 問2-1⑰に記載しているように2法や制度の整備が必要と考えます。(再掲)(自治体AO)

その他

- ・ 都道府県内においては災害福祉広域支援ネットワークの構築には至っていないものの、災害時の相互支援等を目的とする都道府県内老人福祉施設間パートナーシップ協定の締結を推進しているほか、都道府県心身障害者福祉協会との間で、「災害時における障害者福祉施設に関する基本協定」を締結しております。(自治体H)
- ・ 現在の位置づけは、自治体に対する補助金メニューの一つに過ぎず、今年度に限っては、厚労省から通知や全国団体との調整状況の概要等、一つも連絡がないような状況であり、そのような状況では、全国的な支援体制の構築は難しいのではないかと。(自治体J)
- ・ 本都道府県においても災害時の福祉支援体制は必要と考えるが、本都道府県は社会福祉施設等の数も多く、各施設や施設団体、市町村との連携が不可欠である。(自治体K)
- ・ 福祉支援体制として特出しで構築すべきか、既存の本都道府県の災害支援体制の中で詰めていくべきなのか、防災担当部局とも今後調整を図っていく。(自治体K)
- ・ なし。(自治体O)
- ・ 既存の災害対策本部(地方自治体の災害対策本部、病院の災害対策本部など)が多数ある中で、福祉支援に関する新たな本部を設けるとすると、情報集約のルートが煩雑になるおそれがあるのではないかと。(自治体T)
- ・ 国が想定している災害時の福祉支援体制による活動は、DMA T・医療救護班などの活動と重なる部分もあると思われ、それらとの関係の整理も必要ではないかと。(自治体T)
- ・ 災害時の福祉支援体制は、全国的に未成熟な段階であり、一部の人材により取組み、活動が行われている状況。この動きをいかに「線」にし、「面」にするか、災害は待ったなしで起こり得ることから、早急に検討する必要がある。(自治体U)
- ・ 特に福祉人材の派遣にあたっては、行政の職員(人材)のみでは、対応も限られる。被災地ニーズに的確に対応するためには、民間人材の活用も不可欠である。このため、滞在費や活動費などの経済的な面もあるが、近年の人材不足もあり、その派遣元等に人的余裕が少なく、派遣期間中における人的補償や支援策が必要。(自治体AA)
- ・ 特になし。(自治体AG)
- ・ 特になし。(自治体AR)

² 1と同じ。

(参考) 調査票

平成 27 年 3 月 6 日

災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力をお願い

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）」により「公民協働による災害福祉広域支援ネットワーク構築の調査研究」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

弊社では、平成 24 年度に同様の調査である「災害福祉広域支援ネットワークの構築についての調査」を厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の御協力を頂いて実施しておりますが、改正災害対策基本法の災害時の要配慮者対策の重視にも見られるように、災害時の福祉機能の確保と提供に対する意識が高まりつつあることから、あらためて調査を行わせていただく次第です。

本調査研究事業は、東日本大震災の実態調査として弊社が実施した、平成 23 年度「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機に、平成 24 年度「災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けての調査研究事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分））から引き続いて行う、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係るチーム・人員のあり方を調査研究するものです。今回お願いするアンケート調査を含む研究成果については、改めて報告書として取りまとめてお送りさせて頂くことで、皆様の今後の検討に資するものとさせていただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙中の折に御手数をおかけいたしますが、本アンケート調査に是非ともご協力いただけますよう、宜しく願いいたします。

なお、調査研究の一環として、先行して災害福祉支援ネットワークの構築に取り組まれている都道府県等による「情報交換会」を昨年も開催し、今年も 3 月 23 日（月）13 時より開催予定です（概要は別紙 3「開催要綱」ご参照）。御興味のある都道府県もしくは御一緒に検討等を行っている団体等の皆様のご希望があれば傍聴も受けつけておりますので、本アンケート調査の末尾にてお知らせください。

年度末のお忙しいところお手数ですが、記入頂いたアンケート調査票は、下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上、メールに添付し、送り元のアドレス（fri-saigaifukushiNW@cs.jp.fujitsu.com）に平成 27 年 3 月 18 日（水）までに返信をお願いいたします。

【アンケート入力時のお願い】

- ①記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。
- ②記入に際しては、別紙 1「参考資料：災害福祉について」をご一読ください。
- ③回答は、アンケートの回答セルに直接入力する、もしくはチェックボックスをクリックしてチェック（）をつけてください。
- ④回答セル部分で文章が記入できる場所は、特段の表記が無い限り最大 50 文字に設定されています。それ以外の場所には文字入力できないように設定されておりますが、行や列の削除など書式変更も行わないようお願いいたします。
- ⑤もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。
- ⑥調査票を保存する際は、必ずワードの保存形式でお願いします。
- ⑦ファイル名については、次のようにお願いします。（別紙 2「都道府県コード表」ご参照）

00□□県（調査票）

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

- ⑧返送メールの件名は、次のようにお願いします。

00□□県（災害福祉広域支援ネットワーク調査回答）

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 第一コンサルティング本部 公共事業部 名取、鬼澤（きざわ）
電話： 03（5401）8396 FAX： 03（5401）8439

災害時の福祉支援体制の構築についての調査

※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。また、

恐縮ですが、「別紙1 参考資料：災害福祉について」のご一読もお願いいたします。

※ 入力は、網がけ部分のみ可能となっています。チェックボックスは、「」上でクリックするとチェックができるようになっています。

※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に添付していただけると幸いです。

○回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	電話番号： Fax：
e-mail	

I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1. 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県では、貴都道府県内の市区町村で災害が発生した場合、要援護者支援のために被災地での福祉支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

(1つ選択)

<input type="checkbox"/>	1. 既に構築している-----→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	2. 現在構築中である-----→問2-1へ進む
<input type="checkbox"/>	3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない---→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	4. 未定-----→問2-2へ進む
<input type="checkbox"/>	5. 予定はない-----→問2-3へ進む
<input type="checkbox"/>	6. その他-----→問3へ進む

問2-1. 問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は予定の内容について記載し、今後検討する場合は、「未定」としてください。

① その災害時の福祉支

<p>援体制の名称を教えてください。</p>		
<p>② その災害時の福祉支援体制はどのような内容でしょうか。 例：「事業者団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要援護者支援のためのネットワークを構築」、「事業者団体や職能団体等とは人員派遣の協定等を締結しているが、特にネットワーク等は構築していない」等</p>		
<p>③ その災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する人員の確保や育成をされていますか。</p>	<p>(1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始している (→設問③-1・-2へ)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 開始予定 (→設問④へ)</p> <p>(年 月頃)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 開始していない (→設問④へ)</p> <hr/> <p>③-1 人員確保の方法 (1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 団体との協定で確保 (協定の締結先:)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 公募・登録等で人員を確保 (確保した人員数: 名)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他 ()</p> <hr/> <p>③-2 研修や訓練の実施状況 (1つ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 既に実施</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 今後実施予定</p>	
<p>④ その災害時の福祉支援体制の稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、または予定時期を教えてください。</p>	<p>半角数字を入力 (1つ選択)</p> <p>年 月に</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 開始</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 開始予定</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 時期未定</p>	
<p>⑤ 今までの災害時の福祉支援体制構築の検討の過程や、今後の予定について教えてください。</p>	<p>今までの過程</p>	
	<p>今後の予定</p>	

<p>⑥ 災害時の福祉支援体制において想定している「災害」について教えてください。(いくつでも可)</p>	<input type="checkbox"/> 1. 暴風 <input type="checkbox"/> 3. 豪雪 <input type="checkbox"/> 5. 高潮 <input type="checkbox"/> 7. 津波 <input type="checkbox"/> 9. 原子力災害	<input type="checkbox"/> 2. 豪雨 <input type="checkbox"/> 4. 洪水 <input type="checkbox"/> 6. 地震 <input type="checkbox"/> 8. 噴火 <input type="checkbox"/> 10. その他 ()
<p>⑦ 災害時の福祉支援体制構築の動機や、課題意識を教えてください。</p>		
<p>⑧ 貴都道府県における、災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。</p>	<p>※複数の部署が関わっている場合、主担当の部署を教えてください。</p>	
<p>⑨ 貴都道府県以外で、当該の災害時の福祉支援体制の構築に関わっている団体があれば教えてください。</p>		
<p>⑩ 災害時の福祉支援体制の構築に関わっている貴都道府県部署及び団体のうち、その体制の「事務局」を担当、もしくは担当することを想定しているのはどちらですか。</p>		
<p>⑪ 災害時の福祉支援体制における貴都道府県やその他各団体間の役割分担や、連携体制について教えてください。</p>		
<p>⑫ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例：庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検</p>		

討状況等について教えてください。	
⑬ 貴都道府県の地域防災計画に災害時の福祉支援体制は位置づけられていますか。	
⑭ 貴都道府県内の各市区町村と、災害時の福祉支援体制の関係や、情報交換の実施状況について教えてください。	
⑮ 災害時の福祉支援体制の構築に現在参加している団体以外で、連携を検討している団体があれば教えてください。	
⑯ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	
⑰ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問3へ進む。

問2-2. 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定時期を教えてください。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している (年度) <input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している (年頃) <input type="checkbox"/> 3. 未定
② その時期とされた理由を教えてください。	

③ 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない ↓ (「2.いる」場合は以下も回答下さい) 1)団体名 (貴都道府県が直接行う場合は部署名)
④ 貴都道府県の地域防災計画と災害時の福祉支援体制はどのような関係となると思われますか。	
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教えてください。	
⑥ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問3へ進む。

問2-3. 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	
② 災害時の福祉支援体制の事務局として想定できる者はいますか。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. いない <input type="checkbox"/> 2. いる <input type="checkbox"/> 3. わからない ↓ (「2.いる」場合は以下も回答下さい) 1)団体名 (貴都道府県が直接行う場合は部署名)
③ 貴都道府県の地域防災計画の中に、災害時の福祉支援体制のような機能はどのように確保されていますか。	
④ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、課題があれば教え	

てください。	
⑤ 災害時の福祉支援体制を構築していく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問3へ進む。

Ⅱ. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。災害時であっても地域では福祉による支援が継続されることが必要であり、避難所等でもそれが可能となるよう地域内で体制や機能を確保しなければなりません。大規模災害で都道府県内全体が機能しない、局地災害でも過疎地や地域資源の少なさ等から、被災地域でそれら機能が確保できない場合は都道府県を越えた支援が求められる可能性があります。

現在、都道府県内の要援護者支援体制を新たに見直す動きが出ていますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも必要と考えられます。そして、厚生労働省では「災害における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークについて（協力依頼）（平成24年8月20日付事務連絡）」において、都道府県間の広域支援体制の構築の推進を示しています。

問3. 全ての都道府県にうかがいます。 貴都道府県では、大規模災害下でも要援護者支援を実施できるよう、貴都道府県と他都道府県のような広域間での体制を構築されていますか。

(1つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 既に構築している-----→問4-1へ進む
<input type="checkbox"/> 2. 現在構築中（検討中）である-----→問4-1へ進む
<input type="checkbox"/> 3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない--→問4-2へ進む
<input type="checkbox"/> 4. 予定はない-----→問4-3へ進む

問4-1. 問3で「1.既に構築している」「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。既に貴都道府県と他都道府県間で災害時に人員派遣ができる支援体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合は、予定の内容について記載し、今後検討する内容等については、「未定」としてください。

① それは、問2でお聞きした災害時の福祉支援体制によって行うことを想定されていますか。	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ <input type="checkbox"/> 3. 未定
---	---

② 今までの広域での支援体制の検討の過程や、今後の予定について教えてください。	今までの過程	
	今後の予定	
③ 実施の動機や、課題意識を教えてください。		
④ 貴都道府県における担当部署を教えてください。		
	※複数の部署が関わっている場合、主担当の部署を教えてください。	
⑤ 貴都道府県と一緒にそれらの検討を行っている、またはそのための協定等を結んでいる都道府県があれば教えてください。		
⑥ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。		
⑦ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。		

※問5へ進む。

問4-2. 問3で「3.今後実施の予定だが、未だ取りかかっていない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築の検討開始予定時期を教えてください。(1つ選択)	<input type="checkbox"/> 1. 開始時期は決定している (年度) <input type="checkbox"/> 2. おおよその開始時期は想定している (年頃) <input type="checkbox"/> 3. 未定
② その時期とされた理由を教えてください。	
③ それは、問2でお聞き	<input type="checkbox"/> 1. はい

した災害時の福祉支援体制によって行うことを想定されていますか。	<input type="checkbox"/> 2. いいえ <input type="checkbox"/> 3. 未定
④ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	
⑤ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問5へ進む。

問4-3. 問3で「4.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 広域での災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。	
② 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行う上で、課題があれば教えてください。	
③ 広域での災害時の福祉支援体制の構築を行っていく上で、あると望ましい支援があれば教えてください。	

※問5へ進む。

Ⅲ. 災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問5. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築に際し、どのような支援が必要とお考えになりますか。(あてはまるもの全て選択)

<input type="checkbox"/> 1. ガイドラインの提示	<input type="checkbox"/> 2. マニュアル案の提示
<input type="checkbox"/> 3. 研修ツールの提供・講師等の派遣	<input type="checkbox"/> 4. 庁内向け講習会や研修の実施

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 5. 市町村等向け講習会や研修の支援 | <input type="checkbox"/> 6. 住民組織等向け講習会や研修の支援 |
| <input type="checkbox"/> 7. 資材・備品等の購入に際しての助成 | <input type="checkbox"/> 8. わからない |
| <input type="checkbox"/> 9. その他 () | <input type="checkbox"/> 10. 特になし |

問6. 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制の構築について、ご意見等があればお書きください。

なお、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願ひ」にも記しましたように、本調査研究では3月23日13時より情報交換会を開催いたします（別紙3「開催要綱」ご参照ください）。

情報交換会では、御興味のある都道府県もしくは御一緒に検討等を行っている団体等の皆様のご希望があれば傍聴の御希望を受け付けておりますので、御希望や質問がございましたら下にご記入ください。

質問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

平成 26 年度

公民協働による災害福祉広域支援ネットワーク構築の調査研究事業（データ版）
（平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業）

発行月 平成 27（2015）年 3 月

発行者 株式会社 富士通総研

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

tel. 03 (5401) 8396

fax. 03 (5401) 8439

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載